

平成26年度 第1回会長会議議事録まとまる

去る平成26年10月8日及び9日におきまして平成26年度の運動方針にもありました、第1回会長会議が開催されました。

本大会の開催の報告につきましては、昨年度の全長政連ニュース26-18により報告させていただきましたが、その際お約束させていただきました議事録がまとまりました。

詳細については以下のとおり

第1回会長会議

平成26年10月8日(水)・9日(木)

土地家屋調査士会館/3階会議室

司会（市川総務委員長） 皆さん、こんにちは。本日は平成 26 年度全国土地家屋調査士政治連盟、第 1 回の会長会議にご出席賜りまして、誠にありがとうございます。私は本大会の司会を担当します総務委員会の委員長で副会長の市川です。よろしくお願いいたします。

開催の前に連絡事項をご案内させていただきます。会館そのものは禁煙となっていますので、喫煙される方は 1 階の玄関を出て左脇に灰皿が設置されています。そちらのほうでお願いいたします。

本日の分科会の会場については、グループ A と D はこの 3 階の会場で行います。始まる前に椅子を並び替える作業がありますが、すぐ終わりますので、よろしくお願いいたします。それからグループ B と C については、4 階に移動をお願いいたします。4 階のほうに入り口がありまして、そこに張ってありますので、そちらのほうにお入りいただければと思います。3 階については組織強化委員、4 階については制度対策委員がそれぞれご案内いたしますので、よろしくお願いいたします。

本日は 5 時 15 分に休会の予定になっています。5 時 45 分から懇親会を行う予定になっていますので、休会後は速やかに宿泊する東急ステイ水道橋にチェックインしていただければと思います。懇親会の会場に移動される場合は、地図をつけておりますが、われわれ役員が路上で道案内をさせていただきます。道路を渡って反対側ですので、すぐにお分かりになると思いますが、念のために役員が道路に立たせていただきますので、よろしくお願いいたします。

懇親会には、ご来賓として講演いただく豊田参議院議員、林連合会長、菅原連合副会長、元顧問の西本先生がご臨席されますので、ぜひ歓談願えればと思います。懇親会のほうもグループごとに座る席を考えております。

それからきょうテーブルの上に配した名刺は、引き続き懇親会のときも着用していただきたいと思います。お帰りのときはお持ち帰りにならないようにしていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

それからこれも前もってメールでご案内したと思いますが、宿泊料については事務局でまとめてお支払しますので、各自が精算するようなことはないようにしていただければと思います。

ます。

最後になりますが、あすは午前9時のスタートです。この会館は8時半にならないと開きませんので、8時半以降にお集まりいただきたいと考えています。よろしくお願いいたします。連絡事項は以上です。

開会

司会 それでは第1回会長会議の開会にあたり、開会の言葉を八瀬副会長からお願いいたします。

八瀬副会長 本日は全国から、皆さまお忙しいなかをお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

この会長会議も初期の段階では開催させていただいたのですが、経費の問題等があって、ブロック会議に代えて運営していました。しかし、ここでまた会長会議をして、皆さまとの意思の疎通を図りたいという趣旨のもとでお集まりいただきました。本日は皆さまと忌憚のない意見を交わせたらと思っていますので、どうぞよろしくお願いいたします。

では、ただいまより全国土地家屋調査士政治連盟会長会議を開催させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。(拍手)

会長挨拶

司会 それでは横山会長からごあいさつをいただきます。よろしくお願いいたします。

横山会長 皆さま、こんにちは。いま八瀬副会長から以前にも開いた経緯があったというお話がありましたが、あえて第1回目の会長会議ということで、きょう皆さまにご参集いただきました。

3月以来の方がほとんどだろうと思います。大会のときには大会の進行に伴って行うので、皆さんの意見をなかなか聞けないような状況でしたが、今回の会長会議では先ほど司会のほ

うからも説明があったように分科会形式で行います。ただ、こちらからご提案申し上げたテーマに基づいて議論をしていくので、A～Z まですべてのことが会議されるということではないですが、忌憚のない意見をぜひお聞かせいただければと思っています。

そういう中で全調政連もいただいたご意見については会務に生かしていきたいと思っていますし、また単位政連にあつては参考になる意見等ございましたら、ぜひ会務の一端に加えていただければと思っています。

今、天候不順で、集中豪雨があり、あるいはそれにならう土砂災害があり、先般は木曾の御嶽山が水蒸気爆発で、かなりの被災者が出て、また死亡した方まで多くいらっしゃるということで大変痛ましい事故であったと思います。われわれもそういう自然を相手にするという事ばかりではありませんが、自然等を相手にする仕事柄、少し考えさせられるところがあるかなと思っています。

また一方、アベノミクスで第1の矢、第2の矢が放たれて景気が上向いてきたのかなと思ったところですが、きのうの参議院の会議を見ていると、なかなか一般の方々には浸透していないという意見が多く出ていました。たしかにわれわれ零細中の零細企業としては、なかなか実感としてわいてこないのが現状であろうと思っています。1日も早く高揚感が味わえるような時代がくるといいと思います。

そういう中で私ども全調政連と、そして日調連の役員ともども、自民党、公明党、民主党に要望をしてきたところです。すでに全調政連ニュース等でご承知の方もおられると思いますが、14条地図の予算要望が主だったところです。

この点については、来年度からは一般的な14条地図作成作業のほかにも、都市部においても国は力を入れていくということで、限られた地区ではありますが、そのことについても別枠予算で進めていきたいという意向であるようです。すでに都市部の中では協議が始まっているところがあるやに聞いております。

それと併せて、いくら予算を取っても法務局の職員態勢、いわゆる14条地図に関わる職員が少ないとなかなか難しい状況もあって、特に14条に関わる職員の増強をお願いしたいことも要望しています。

そして今、震災から3年半くらいたちますか。3年間の期限的な立法で修正作業の予算を3年間で約50億円いただいて動いてきたところですが、なかなか人海戦術も思うようにならず、3年間でどういって完成することはできませんでした。引き続き、この予算についてもお願いしたいと、国に強く要望してきたところです。併せて3会のみならず、ほかに手伝うところがあるのであれば、そういったところも作業に加えてもらえないかということは連合会のほうにも一部申し上げたところです。

そしていちばん重要で今までなかなか通ってこなかった、今もそうなのですが、いわゆる入札参加資格の中で土地家屋調査士という項目がないということで大変難渋していたところがあります。国に対しては何年か前からこのことを要望してきているのですが、国交省の壁、総務省の壁はなかなか厳しいところが現実としてあります。

今、地方の県であるとか市であるとか、そういったところへも何とかそういう項目を載せてもらえないかと皆さま方をお願いしているところで、地方ではいくつか土地家屋調査士の項目を挙げているところが出てきています。来年は地方選があります。こういったときは、いろいろ議員さんをお願いするのにいいタイミングではないかと思います。ぜひ勉強会等を通じ、この問題ばかりではなく土地家屋調査士の啓蒙にも努めていただければと思っております。

先般、幹部会で決議させていただきましたが、法改正の話がここでちらほら出始めています。ちょっと遅いくらいなのですが、全調政連は今までそういったところで単発的に議論を重ねることはなかったので、このことについても全調政連の中でも議論を深め、日調連に提案していくこともこれから進むべき道だろうということで、全調政連の中でチームを作り検討していきたいと思っております。

その際には、全国の皆さま方から貴重なご意見をいただくこともあると思います。また連合会に提案し、連合会が動き出そうというときには、全国が一丸となって法改正に向けて動いていくことも必要だろうと思っております。きょうの会議が、全国政治連盟が一つになる会議であるということを願っているところです。

最後に私事で誠に申し訳ありませんが、5月に勲章をいただいて、皆さま方から厚い祝意

の言葉をいただきましたことを、高い席からではありますが、厚く御礼申し上げます。ありがとうございました。(拍手)

2日間にわたって会長会議を開くわけですが、皆さまの貴重な意見をぜひおうかがいし、これからの会務に生かしていきたいと思っていますので、2日間よろしく願いいたします。ありがとうございました。

司会 会長、ありがとうございました。

私のほうから資料の確認をお願いします。お手元に全てホチキスで綴じてありますが、総務資料、組織強化資料、制度対策資料、それから講演資料として豊田先生と西本先生の2部あります。もし足りないものがありましたら、言っていただければお渡しますので、よろしく願いいたします。

会長会議総括説明

司会 それでは本日の会長会議における総括説明を小沢幹事長からお願いします。よろしく願いいたします。

小沢幹事長 皆さん、こんにちは。それではきょう、あすの会議の簡単な説明をさせていただきます。きょう、あすは分科会がメインになろうかと思しますので、私からの説明は手短かにさせていただければと思います。

まず本日の会議は、最初に組織強化委員会、制度対策委員会から、分科会での内容のとりまとめの関係での説明をさせていただく予定です。そもそも全国会長会議をやるということに関しては、それぞれの単位政連の会員増強等の関係、または制度対策の関係を統一したものにしていけるのいいのではないかとということで開かせていただいています。

その関係で各単位調政連がどのような取り組みをしているのか、またどのような対応をしているのかを皆さまの中で議論していただき、各単位調政に持ち帰っていただいて、またいいところがあればご説明をいただいて、よりよい議論をしていただければと思います。

そもそも政治連盟ができた経緯ですが、制度改革および事業を現実のものとするには政治

力が必要だろうということから、その重要性を政治に反映させて、政策の領域において適切かつ強力に諸手続きが講じられるよう主張するため、全国土地家屋調査士政治連盟が発足したというかたちをとっています。これはわれわれ政治連盟のホームページにも載せている内容ですが、これにどのようなかたちで各単位調政連が取り組まれているのか、制度対策のほうでも組織強化のほうでもご議論いただければと思います。

それから今、会長からお話をさせていただきましたが、政治連盟としてはまず法改正をどのようにしていくのか、そのへんも議論内容になってこようかと思います。単位調政連と全調政連とは役割が多少違うところもあろうかと思いますが、今の会長の話のとおり、各会がどのようなかたちで政策、条例等の取り組みをしているのか、また今後どのようにしていかなければいけないのか、そういうところをご議論いただきたいと思います。

その内容としては、法律を改正するための本会と役所、それから本会とそれ以外の例えば司法書士とか行政書士とか各士業との連絡をどのようにしていくのかということも重要になってこようかと思います。そのへんも各会はどのような取り組みをしているのかということのご議論をしていただければと思います。

それから分科会が終わりましたら、連合会の林会長からごあいさつをいただき、会長からお話があったように、土地家屋調査士としては初めての国会議員である豊田先生のほうからご案内があります。豊田先生の講演は、内容としては所有者不明の農地森林の面積の関係と、それから所在把握が難しい所有者の関係のお話をいただけたとうかがっています。また本会と政治連盟がどのような連携を取っていかなければいけないのかということの話も含めて、お話をいただけるのではないかと考えています。

あしたは、皆さまの分科会を取りまとめた内容の報告をいただければと思います。またそ
中でご質問等もあろうかと思しますので、質問の時間も設けています。

そして、あす最後の講演になりますが、元日本土地家屋調査士会連合会の会長で、全調政連の顧問でもあった西本さんから講演があります。約30分を予定しています。

以上が、きょう、あすの会議内容となっております。特に法律の改正、または条例の改正、先ほどの土地家屋調査を入札項目の中に入れてほしいという案件については、もうすでにさ

れている会もあろうかと思えます。また今までずっと政治連盟ニュースでもお流した地方移管の問題、まだ取り組まれていないところもあろうかと思えますが、それについても深いご議論をいただいて、どのようなかたちで進めていったのか。または、どのようなかたちで進めていけばいいのかという議論も進めていただければと思います。

きょう、あすの短い時間になりますが、深いご議論をいただければと思います。よろしくお願いたします。私からの説明は以上です。

会員増強の施策と活動要望について

司会 それでは各委員会から各テーマの説明をします。最初に森組織強化委員長よりご説明をさせていただきます。よろしくお願いたします。

森組織強化委員長 それでは資料の2枚目をご覧ください。

昨年行った「アンケートに基づく指針」と書いてありますが、会長会議でもう少し詳しくということがありましたので、統括と思ってもらって結構です。ですから、これらに基づいて後ほどの分科会でいろいろなことを検討していただきたいと思えます。

まずは第1に、各調査士会の会報に政連の記事を載せていただきたいということです。見本を持ってきましたが、これはわが岐阜会の記事で1ページだけ作っています。こういうのを作るのも政連から頼むのではなしに、岐阜会はずっとそうなのですが、調査士会のほうから政連に記事を頼んでいるということですので、そのような方策でお願いをしたい。

二つ目ですが、全調政連ニュースについては、全調政連ニュースを各調査士会会員全員に配ってほしいということをお願いしたいと思えます。この間ある会から、私は政治連盟に入っていないのに何で配ってくるのかという話がありましたが、そうではなしに調査士会の役目です。権利であり義務ですが、調査士会に関する情報を全会員に流すのは使命であると思えます。ですから、政治連盟の加入、未加入を問わず情報を提供していきたい。ですから、こういった会員に対しては、調査士会がそのように思っているのだからと説明して、納得していただくようお願いしたいと思えます。

三つ目は、政連の機関誌です。わが会の機関誌を資料1として添付しています。このようなものを予算の許す範囲内で構いませんので、発行していただきたいということです。もちろん、これも全会員に配布していただきたい。

それから政治連盟の会員名簿ですが、発行会は12会です。これはある会の会員名簿です。そちらにお渡しすると語弊がありますので、ちょっとお見せしますが、ここに公嘱とか宅建、司法書士、政治連盟に入っているというようなことが書いてあります。これも3と同様、予算の許す範囲でお願いしたい。

これについても異論が出てくると思います。これについてはもろ刃の剣で、そういうものを作ったことによって、あいつは入っていないから俺もやめるといふ人もいるかも知れませんし、あいつが入っているから俺も入らなければいけないなどというものもありますので、どちらになるかはちょっと微妙なところではありますが、そういう情報提供はしていただきたいと思っています。

5番目はアンケートの結果に基づいて作成した加入状況、資料2です。これは今後も活用したいので、1月の会員数の報告の際に併せて報告をお願いしたい。役員定義については、本会・支部・公嘱とも、正・副会長（支部長・理事長）、理事、監事ということでお願いします。

最後になりますが、政治連盟加入促進文書については資料3-1~3-5まであります。いろいろ模索しましたが、定型的にボンと出しても皆さん方になじみがあるかどうか分かりませんので、こういう案を作りましたので、そのようにやっていただきたい。

一つ目が試験合格者に対する案内。二つ目が政治連盟加入、未加入会員に対するお願い。3枚目は千葉県がやっている様式です。4番目は札幌がやっている様式です。5番目は札幌を少し改めたものです。それぞれ自分のところになじむように作成して配布していただきたいと思っています。特に土地家屋試験合格者については合格証書配布のあと、入会までに何度かお会いする機会があると思います。その際に、これをパッと渡すのではなく、読み上げて渡すということをやっていただきたいと思っています。

それからここには書いてありませんが、パンフレットです。委員の中にもパンフレットを

作成して配布しても、読まない人がいるのではないかと。だから、もったいないじゃないかと
いう意見もありましたが、いちおう作成する方向に決定しましたので作成します。しかし、
まだ委員会のほうで、きちんとこういうものというはできていませんので、今後委員会に
おいて作成いたしますが、ひょっとすると年内配布は無理かもしれませんが、予算があるの
で、何とか年内に印刷屋に回せたらと思っています。配布は来年になるかもしれませんが、
その節にはまた全会員にお願いいたします。

それから先月、日調連の会長会議がありました。その中で、日調連と政治連盟は別組織だ
からどうのこうのとおっしゃった会長がいます。この政治連盟の会長さん方の中にもそうい
う考え方の方がおいでになると思いますが、これは認識を改めていただきたいと思います。

当初つくったときに、強制会ではないのでということで、そういうことを公にしたからそ
のように思っておられるのかと思いますが、本来これは各単位会、日調連の費用でやるべき
ことです。ただ政治資金法の規制があつて、それができないから、あえて財布を別につくつ
ただけのことです。別組織ではありません。それを認識していただきたい。特に未加入会員
には、そういったことを強調していただきたいと思っています。そういうことも踏まえて協
議していただきたい。

あと昨年のアンケート表、そして先般お願いした会費の状況も資料として付けています。
会費のことについても妥当な会費とかそういったこともあるかもしれません。そういったこ
とも含めて組織強化に関する協議を行っていただきたいと思っています。よろしくお願いいた
します。

司会 それでは制度対策委員会のほうから阿部委員長、よろしくお願いいたします。

阿部制度対策委員長 きょうの会長会議から制度対策のほうに与えられたテーマは、1番
目として、全国が一丸となって法改正等に対応するには体制はどうしたらいいのか。それか
ら2番目として、国政と地方ではいろいろ役割、運動が違う。いろいろな議連の組成はどの
ようになっているのか。それから3番目に、議連、議員との勉強会、懇談会を開催している
かということ議論してもらいたい。そういうことについて話を誘導するようなテーマを設
けてほしいということが私どもに与えられました。

まず制度対策資料というレジюмеに沿ってお話をさせていただきたいと思います。まず直近の課題（テーマ）と書いていますが、国の行政機関の機構・定員管理に関する方針ということで、平成26年7月25日の閣議決定の文書がそこに綴られていると思います。内容については細かいところは読んでいただければと思いますが、要するに国家公務員の総人件費に対する基本方針で、5年で10%、毎年2%ずつ削減していこうということを閣議決定した。

これそのものは普通に考えていただければ、公務員の削減は日本の人口構成の推移によるものだと当然、考えます。表は用意していませんが、昭和20年に7300万人、2006年で1億2700万人。2010年くらいが人口のピークだったのだらうと思いますが、1億2800万人。これからは出産比率が低くなって人口減少、これに合わせて公務員も減少させるという極めてもっともらしい公務員定員削減の話題です。

先月9月10日に札幌法務局長を招いて、私どもの役員に対する研修会を開催しました。法務省法務局のほうもこれに触れて、悲観的というか負担がかかるということでお話をされてきました。おそらく行政サービスが低下することになるだろう。ただ、多少の人数が減ったことで行政サービスが低下したとはいかないわけで、当然職員の負担が大きくなるだろうと言われていました。

本局、いわゆる管区の法務局については、地図作成の箇所もありますので、増員するところと減らすところで帳尻が合うのですが、支局等については1人ずつ抜いていくようなことになるので当然負担がかかるということで、まいったなと頭を抱えていました。

たまたま8月末に別件で、岩見沢に支局がありますが、その支局長もこういう問題が出てくると職員には申し訳ないけれども、どうしても負担がかかりますよねということで、つらい話をされてきました。

法務局長の講演のあとで、あとで関わりますが、法務局地方移管の話題とはどのように関連するのでしょうかと聞いてみたところ、直接は関係ないでしょうと……。確かに直接は関係ない、そのとおりだと思いますが、今年7月25日に閣議決定した内容とほぼまったく同じ内容の公務員の削減の話がありました。自民政権、小泉政権時代の構造改革ですが、平成16年、2004年7月の「読売新聞」の記事です。

7月9日です。自民・公明両党は9日、与党財政改革推進協議会を国会内で開き、国家公務員の定員について2005年から5年で10年以上削減を目指すことを政府に申し入れ、具体的な削減方法として定員の2/3を占める国の出先機関、地方、支部、分・部局について、業務の廃止や地方自治体への業務や人員の委譲を盛り込んだ要請をした。それから情報技術、IT化などで定員の3割などを削減することなども求めたということです。

これは平成16年で、すでに10年前からこういう用意、準備を進めてきたということで、今回皆さんにお話するためにいろいろ調べていたら、すでにかなり前からこういう準備を進めてきているのだなと思いました。

そしてその5年後、平成21年7月1日の閣議決定。これは麻生内閣です。このあと7月21日に解散して、8月30日の選挙で民主党が圧勝するという時期ですが、このときに平成22年度以降の定員管理について減らしますと言って、最後に出先機関改革にかかる工程表に沿って、出先機関の事務、権限の委譲に伴う人員の地方移管等を進めるための取り組みを行うと。

すでにこのへんのところから、人員を減らすことと出先機関の関連は相当準備された話だったのではないかと感じました。何げない10年前のニュースだったかもしれませんが、ところどころの風向きによって、びっくりするような流れになることが分かります。

地方法務局の関係についてはあとでまた触れますが、翌年の22年9月の仕分けのときに土俵にあがる法務局、地方法務局の移管について知事会は賛成をしています。ただ、そこにただし書きがつかますが、いずれにしてもこういう流れの中で、こういう問題とわれわれの関わる環境は、注意深く観察していないと、あっという間に風向きが変わってしまうのだと感じました。これはまたあとで触れたいと思います。

次に、土地家屋調査士法の改正と書いています。日司連からの提案ということで、日司連の改革案、改正要綱について書いてあります。これについても一つひとつはやめますが、特に1番の使命規定。今は「目的」となっておりますが、これを「使命」にするというのが司法書士会の考え方です。

少し読みます。「司法書士は、登記、供託および訴訟等に関する法律事務の専門家として、

国民の権利の擁護と公正な社会の実現を図ることを使命とする」とはっきりここにうたいたいということが改正要綱の中で出ています。この使命については、ほかの業種でいうと、例えば弁護士、公認会計士、それともう一つ税理士が「使命」という言葉を使って冒頭から始まります。

例えば「税理士は……（中略）……納税義務の適正な実現を図ることを使命とする」というように、主語が税理士になって最後は「使命とする」ということです。これは公認会計士も弁護士も同じです。司法書士会のほうではそれに特にこだわって、使命という言葉を使いたいということで、こういう変更を考えているようです。

これについて法務省のほうでは、なぜ目的ではだめなのか、目的でいいのではないかと言われたらしいです。私も確認していませんが……。ただ、弁護士、公認会計士、税理士がその使命規定を使って、うちのほうは目的だと。俗に言う変なこだわりかもしれません。そういうプライド、もしくはそういうものかもしれませんが、法律のたて方として、私たちはこういう使命に基づいて仕事をしていきたいという意欲、意思の表れだと、この改正案の要綱の中から感じました。

また後ろのほうに懲戒の文言がありますが、これについても今は法務局、地方法務局によるとなっているはずですが。懲戒は、管轄する法務局または地方法務局長はわれわれに対して次に掲げる処分を行う。これを法務大臣にすると。これはどうなのかという疑問も少しありますが、いずれにしてもそういうところからステージを上げたいのだろうということが感じられました。

現在、日司連のほうからは、司法書士法を改正するのであれば、当然土地家屋調査士法もならったかたちで一緒に進めるのがいいのではないかと提案されたと聞いています。慌ててという言い方は失礼かもしれませんが、今、日調連のほうではそれに取り組んでいると聞いています。

ただ改正要綱の冒頭に書いていますが、平成23年の臨時総会において改正大綱をたてて、それから議論を重ねて、26年の今年の総会でもこのように確認したということですから、これについても司法書士の制度の将来その他を含めて、いろいろきちんと考えて、そういう準

備を進めてきた。

それと比較して、調査士法の改正についてという話はここしばらく聞いたこともないと、今回この話に触れたときに感じました。かなり遅いかもしれませんが、慌てて取り組んで、中身の内容のある、そして高いステージに上がれるような、そういう取り組みをぜひ進めていただきたいと日調連に期待するところです。

それから制度対策委員会のテーマとして、今年、委員会のほうで考えていることです。先ほど会長からも説明があった入札区分における土地家屋調査士業務を設定するというところで、官公署によっては非土地家屋調査士である者も含めた入札公募が行われているようで、各省庁の入札参加資格に土地家屋調査士業務、表示に関する登記に必要な業務などの項目を明記していただきたいということを委員会のほうで考えています。国有農地測量・境界確定測量など農水の関係でははっきり調査士ということがうたわれているようです。

次は報酬についてです。平成 14 年に報酬規定が撤廃されて、この件に関して話をするとはタブー視されてきた経緯があります。横山会長がどこかでこういう問題にも取り組まなければ駄目だということで、本来は日調連が取り組まなければならないのではないかと思うのですが、政治連盟の会長のほうから報酬に関する規定について考えていく必要があるのではないかということで、私どもの委員会のほうで今取り組んでいる最中です。

官公署の入札、例えば 14 条の地図作成の中では官公署は予定価格を設定するわけですから、当然調査士の人工を数えて積算していきますので、積算基準となる土地家屋調査士のそもその日額はある程度設けられているのではないかと類推されますが、公にはなっていません。

聞くところによると、国交省の測量士、いわゆる主任技術者の単価と同額のようなもので計算されているらしいという、らしいだけで、それも確認をしているわけではありません。また民間業務の最近の極端な低廉化によって、そういうことが続くようでは制度自体が崩壊していくこともありますので、日額についてもきちんと何らかの結論を出したいと考えています。これには日調連の年計表のデータをいただいて、それをもとに分析をして、あるべき日額の姿みたいなことを考えて、今その情報収集をしているところです。

続いて官公署の未登記不動産についてです。これは全国公共嘱託登記司法書士協会のほうで、未登記問題研究会というのを設けています。こちらのほうの情報ですが、大阪の伊丹空港の統合問題で、空港施設の建物が国名義に登記されていないことがそもそも問題になっているので意見を聞きたいと、司法書士会に新聞社のほうから取材要請があったことから、未登記であることでどんな弊害があるのか、どんな問題が起きるのか、研究しています。

平成 24 年 10 月から始めて、8 回くらい進めているはずですが。そして今年、平成 26 年 7 月に取りまとめているということですので、その資料、もしくは内容について私どもも手に入れて、これをもとに未登記不動産の問題、公嘱協会で扱った内容について吟味していきたいと思っています。

それから改製原戸籍の附票についてです。これは愛知会の政治連盟のほうから総務省の 5 年以上の延長をしていない今の現実というか戸籍の附票ですが、残っているものは開示しなさいということ在全国一律でできないのかと要請されて、7 月 2 日に荒木参議院議員、この方は参議院の法務委員長ですが、横山会長と私と瀧副幹事長で行ってきました。

皆さんの手元にはその FAX が流れているのではないかと思います、この内容について総務省のほうから一律に全て出せるものは出せという通達を出せないかという要請については、なかなか難しいという結論でありました。

それとそこで言われたのは、この取り組みについて日調連も同様に理解をしているのか。同様なレベルで認識をして要請をしてくれと。法務委員長のほうから逆に法務省に戻すときに、話が通じていないと面倒くさい、ややこしい。要するにちゃんと話をして進めてくれということを直接言われて帰ってきました。結論からいうと、非常に厳しい内容だったと思っています。

次は法務局・地方法務局の地方移管の見直しです。そこには 25 番目の滋賀県のところまで出ています。2014 年 8 月 12 日に議会で意見書が……。これについては司法書士政治連盟のほうも同様に継続して行っています。それから今の日調連はあまり強く言っていないんですが、これも当然続けていかなければならない話だと思います。

先ほどの話の続きですが、平成 22 年 9 月の仕分けのときに、法務局に関する事、各登

記事務に関することについては全国の知事会は地方移管しなさいと。法務局においては、全国統一した運用であるから国の判断基準が必要で、これは絶対にバラバラにするわけにはいかない。全国知事会は地方移管。ただし、登記等の事務の移管先は市町村が想定されることから、最終的には市町村の意見に留意する必要があると、このようにただし書きがついていた。

だから、本来これは大阪府でスタートしましたので、どうしてもわれわれのほうもそれにならって、道や県の意見書もらって今こうやってきていますが、本来であれば受けるところの市町村がいやだと、こんなものやっていられないという話が筋なのかもしれません。しかし、それはそれとして、知事会ですから、知事会で出したものを各府県なら府県の権限の方と話をさせていただいて、これはこういう内容だから、受け入れる側のほうからきちんと反対を表明して、47都道府県すべての議会で反対の意見書を出すことが一番望ましい。100%ハナマルになるのではないかな。

そういうことを期待して、これは皆さんのところも引き続きお願いをしていきたい。場所によっては、もう決着がついているからいいのではないかなという話を聞くこともありますが、このペーパーについてはまたあらためて皆さんのところに回しますが、受け入れる側がいやだとはっきり表明することが必要ではないかな。それから時間はかかったけれども、これは全国で統一した結果だということをあらためて議員のほうに提示して、そして決着をつけたいと思っています。

それから議連への要望として資料を付けています。これは5月20日に日調連、全調政連、法務省と、出席者数を見て、なぜこんなに全調政連は少ないのだとこの間の幹部会で言われましたが、それはともかく、この中で予算要望、地図混乱、東日本大震災の作業の地図作成事業の予算、実施については異論のないところです。

また政策要望としては3番、オンラインの登記申請の利用拡大に向けた措置について。それから4番、これは私どもが官公署の取り組んでいた土地家屋調査士業務について議連のほうにも同様に要請をしたということです。

3番目のオンラインの登記申請の利用拡大に向けた措置ですが、これは総務省のほうから

各府省の情報化統括責任者連絡会議。これは役所の連絡会議ですが、この中で法務省はさっぱり進んでいないのではないかとということで、特に改善方針の中で明記してありますが、各府省は次に掲げる措置等により電子署名を省略し、または認証方式を見直すことによる本人確認方法の簡略化について検討の上、実施するものとする。

士業者が手続きを代理する場合において、士業者以外の者が作成する添付書類を含め、当該士業者以外の者の電子署名を求める。要するに、士業の人間が電子署名をしたら、もう原本を外して進めようではないかというのがこの取り組みです。聞くところによると、これで一気に進むのではないかと聞いています。

ただこれについては、総務省のほうから、ある意味では法務省のほうに牽制球ではなくて直球かもしれませんが、投げて、ある程度改善されるのでしょうか、われわれ士業の立場からこういうものを要請して獲得するのが本来なのではないかと思いました。

それから続いて資格者団体の政治連盟とその活動です。弁護士の政治連盟ですが、私は当初、弁護士こそ政治と関わる必要がそもそもない士業だと思っていたのですが、そのあとで書いている会長のあいさつ文の中に、日本弁護士連合会の政策を迅速、的確にバックアップすること。そして日弁連と一体、クリーンで透明な運営、政治におもねない、これらを基本原則として日本弁護士政治連盟は進めていくということが書いてあります。

どんな活動をしているのか、ホームページ等で見ると、自民党、公明党、みんなの党、結いの党、民主党、共産党、日本維新の会、社民党はなかったですが、それらすべての党や会と弁護士会が進める政策要望について、災害復興の弔慰金の問題、震災関連死の認定の問題、それから今話題になっている刑事司法改革、取り調べの可視化や全面証拠開示。

それから法曹の養成問題。弁護士の数が多くなっていますので、法科大学院の統廃合、定員削減、合格数の減員。これらに関して、党派性はありませんから、国民のためになることを第一優先にして、弁護士会の政治連盟は弁護士連合会とともに政策要望をしているということです。歴史を見ると、昭和34年からスタートしていました。

それから司法書士政治連盟は、そこに資料があると思いますが、44回です。私どもは今年で14回になりましたので、ある意味では30年くらい遅れているといっても過言ではないと

思います。内容については、日司連の定時大会の運動方針・組織活動方針をそこに網羅していますが、日司連の方針ではないかと思うぐらいの内容です。

10 番目、国家による登記行政の堅持と、11 番目の登記所の統廃合への対応というのは、先ほどいった法務局、地方法務局の件です。司法書士のほうは、あくまでもわれわれと同様に法務局、地方法務局の移管については見直しを求めているということです。

特に日司連のほうの事業計画を見たときに、資料はそちらにありませんが、司法書士法の改正が目指す将来像と、事業計画の1 番目に書いています。そこには国民の身近な暮らしの法律家、そして登記を含めた身近な法律問題に即応する相談窓口、国民に寄り添い、安心を提供できる法律専門職。弁護士とは職域はもちろん違いますが、ある程度ニーズを明らかにしたいというのと、司法書士の将来像を明確にしているのが、ここに表れていると思いました。

これも同様に、日調連のほうに急いで土地家屋調査士が目指す将来像をある程度描いてもらって、それにならう調査士法の改正にしていきたい、いつていただきたいという気持ちがあります。

それともう一つ、司法制度改革を取り巻く変化と司法書士制度への影響というのが事業計画の中の3 番目に書いてあります。これは司法制度改革ですから、本来関係ないのではないかと私は思ったのですが、ここで触れているのは、要するに何を考えるにしても国民本位の視点が必要だ。常に国民の視点で司法のあり方を検討、提言するのは、まさにわれわれ司法書士制度だ。それから司法書士制度への影響も検証しつつ、司法書士の独自性を確立することを模索していかなければならない。

要するに相手側というか、弁護士と対峙している関係もありますから、彼らの動きと司法書士法の対応についても注意深く観察する必要があることを、事業計画の中にすでに明記しており、「おや、おや」と思ったわけです。

それから公認会計士政治連盟、これも第51回の定期大会を開催しているということです。これは一般的に日本公認会計士協会と緊密に連携し、適時？協力的な施策を講じるといったようなことを書いています。

それから、全国社会保険労務士政治連盟、これは昭和 52 年 6 月ですから、27 年です。社会保険労務士も今、年金問題で一気にクローズアップされて、ある意味では社会保険労務士の登場も視界が広がり、かなり元気いっぱいなのではないかと思います。いわゆる個別労働紛争の労働審判の代理権、それから労働紛争を解決する訴訟代理も含めてわれわれがやるべきだと考え、社会保険労務士法の改正を視野に入れた政治活動は当然必要だと、社会保険労務士政治連盟では明記しています。

続いて、不動産鑑定士政治連盟です。これも 32 回の大会を経ています。Q&A が書いてありますが、分かりやすい内容がホームページ上にアップされていました。

それから行政書士政治連盟ですが、今年 6 月 18 日。それから宅建協会、全政連とそのあと書いていますが、6 月 18 日、同様に、行政不服審査の代理権の付与について、不服審査ができる、不服の申し立てができるということと、それから宅地建物取引主任者が「宅地建物取引主任士」になったということで、調べてみると業界の悲願だったというので、何が悲願だったのか、直接きのう北海道宅建協会に電話をかけて聞いてみました。若い事務員だったせいかわりと来ていないということもあって、サムライになることは、ほかの職種に比べて簡単になれるものではないということで、業界としては悲願でしたみたいな話で、訳の分からないことを言っていました。

そして内容については、何も変わらないというのです。いわゆる 5 人に 1 人の宅建取引主任者の件も変わらないし、それから仕事も変わらないし、特別な研修を受ける必要もない。いったい何のためにやったのかというと、ただ名前が変わるだけというところは、ちょっと頭をひねるところでした。行政書士政治連盟が 34 年、不動産の政治連盟、全政連は 46 年に設立ですから 40 年。

それから日本税理士政治連盟というのはホームページがありませんでした。ただ税理士会の方の姿勢は、税理士会自体が法律改正を訴えています。ご存じのように、弁護士、公認会計士への税理士資格の自動付与の廃止をやめてくれと。そしてこういうことを法改正の中できちんと訴えていこうではないかということでした。

最後に全調政連のホームページです。これは 14 年前の趣意書がこの上にありまして、そ

の下に名簿が1枚。日調連のホームページにリンクしたものがそこに掲げられています。以前、このホームページを充実させる必要があるのではないかということで、私もその係でやったのですが、お金がないとか寂しい話でポシャっていますけど……。

ただ、ホームページを充実させれば制度が進むのかといわれると何とも言えませんが、いずれにしても今の状況をほかの士業と比べるとギャップがかなりある。明治時代の日本ではないですが、かなり立ち遅れている。西洋に追いつけ追い越せではないですが、かなりの努力をしないと追いつけないのではないか。今回、話をするときいろいろ調べると、そのような印象をもちました。

それと司法書士、社労士というのは、弁護士ときちんと対峙する部分を明確に訴えています。それから税理士、公認会計士も同様です。そういう対立関係。対立関係という表現がいかどうか分かりませんが、そういう構図のところについては意気込みや姿勢などが感じられる印象をずいぶん受けました。ただ、もとの団体、日本司法書士連合会、そういうところと一体となって政治連盟を進めていく考え方は、基本的にどこの会も一緒でした。

最後に、全調政連を柔軟で力強い組織体制に進めていくにはどうしたらいいのかという話です。これはこれからの分科会の中でよく議論していただきたいと思いますが、日調連と一体となって政治課題にあたることになるためには、男女の関係ではありませんが、仲良くなないと一体になれません。だから、そういう緊密な情報連絡を含めて、お互いにそういう認識を交わさないとまずいのではないかと思います。

そのへんのところが、なぜうまくいかないのか。それははっきり……。連合会の方がいらっしやらないので……。どうなのかと考えてみたら、いわゆる任期の問題も多少あるのではないかと思います。うちのほうの大会が3月で、連合会は6月です。人事も絡みますので、そこでうまくかみ合わない場面がある。

そして、あらためてそのへんの内容についてすり合わせをするとすると、そこからまたスタートするということが、どうしても時間がかかるし、スタートがずれることも一つあるのではないかと思います。このへんの問題もお互いに意識を変えて、何とか一体になってやることを考えていく必要があるのではないかと思います。

そして今年、26年の事業方針大綱の中で触れていますが、四つあるうちの2番目、土地家屋調査士の専門的能力の向上と業務領域の拡大ということで、いささか政治連盟に関わる問題、法律改正の問題にたどり着くのだらうと思いますが、ここにはこのように書いてあります。将来的には土地境界に関する法律行為の代理権、業務における調査権等の獲得を目指すこととする。

「目指すこととする」というのは他人行儀な時間を置いたような表現でまどろっこしいので、「目指す」と言い切ってほしかったのですが……。そして最初には「将来的には」ということで、あしたでもあさってでもこういうことを大至急、見直さなければならないという危機意識をわれわれは感じますので、日調連も同じようなレベルで考えていただきたいと思います。

そしてもう一つ、単位会と単位政連の関係、全調政連と日調連の関係、それから全調政連と単位政連の関係、いずれにしてもきょう会議を設けて、どうしても地域によっては温度差が出てきますが、統一した考え方とかそういうものを一堂に会してしっかりと確認して、またあらためて定時的な大会の中で進めていくことを何回も繰り返していく必要があるのではないかと思います。

また情報がなかなか分かりにくい、伝わってこないのではないかとということをいわれるケースもあります。それについてもこれは少し言い過ぎかもしれませんが、ホームページやそういうものを充実させて、情報はそこで取ってくださいと。やってくるのではなくて、ここにアップしてあります、というかたちにしたほうがいいのではないかと思ったりもしています。

それにはそれに対する熱意もないと、なかなか難しいです。ホームページを更新する努力もありますし、斬新にする。それから、ほかを見るとお金がずいぶんかかっています。気持ちが入っていないと、やはりうまくいかないのではないかと思います。

これからの会議の中で、いま私のほうでいろいろなことを言いましたが、その中から話題にしていただき、全調政連のあるべき姿、それから単位政連との連携なども含めて、議論の足しにしていただければと思ってお話しさせていただきました。ご清聴、ありがとうございます。

ました。

司会 ありがとうございました。

それではこれから分科会を行いたいと思います。ただいま、いろいろとご説明がありました。組織強化委員会、制度対策委員会の今のお話を参考にして、議論を深めていただければよろしいのではないかと思います。

それではもう一度お話しします。グループAとDはこの3階で行います。BとCについては4階に移動していただきたいと思います。休憩をはさんで4時半から、またこの3階の会場で再開しますので、それまでにご着席いただければと思います。

それではよろしく願いいたします。

(休憩)

連合会長挨拶

司会 ご着席ください。豊田先生がお入りになりますので、拍手でお迎えください。(拍手)

分科会、大変ご苦労さまでした。それでは連合会の林会長がおみえになりましたので、最初に林会長よりごあいさつを賜りたいと思います。よろしく願いいたします。

林連合会会長 皆さんこんにちは。きょうは全調政連の初めてとお聞きしましたが、全国会長会議ということで、全国からお出かけいただきましてお疲れさまでございます。また日頃は連合会の事業に、調査士業務の発展に、政治活動を通していろいろとご尽力いただいておりますことに、あらためてお礼を申し上げます。

きょうは豊田先生に公務ご多忙の中、来ていただきまして、ありがとうございます。ご存じのように豊田先生は土地家屋調査士ということで、われわれの業務を本当に理解していただいていますので、これからも大変お世話になりますが、よろしく願いいたします。

時間の関係もありますので、あまり長くお話はできませんが、今、連合会は少子高齢化、そして人口が都市一極集中で増え続ける空き家の問題等々ありまして、その中で調査士は何をすべきか。突き詰めていけば、そういう時代、もう分かっている時代がきますので、所有者に代わって土地の境界を守る唯一無二の資格者が土地家屋調査士ということで、そのためには法整備等も必要になってきます。例えば所有権まで含んだ境界立ち会いを調査士が資格者として代理することについても、ぜひ政治連盟と一緒に連携しながら進めていきたいと思っています。

まだまだ加入率が悪くて、先回のときも話をさせていただきましたが、各会の総会等に伺ったときには政治連盟の必要性、大事さ、そういったものもお話ししてきております。制度がよくなるのが悪くなるのが、享受することは一緒。しかし、政治連盟の活動には協力しないというのは筋が通らないので、ぜひそういった加入促進についても、連合会もお願いしながら進めていきたいと思っています。

これからも横山会長とはいろいろご相談させていただきながら頑張りたいと思っていますので、よろしく願いをいたします。はなはだ簡単ですが、あいさつに代えさせていただきます。きょうはお疲れさまでございます。(拍手)

司会 会長、ありがとうございました。

講演

司会 それではただいまより参議院議員、豊田俊郎先生にご講演をお願いしたいと思います。それでは先生、よろしく願いいたします。

豊田参議院議員 皆さん、こんにちは。ご紹介をいただいた参議院の豊田俊郎でございます。まずもって皆さんに御礼を申し上げにやってきました。去年7月の参議院選挙において、林会長をはじめ政連の皆さんにも多大なご支援をいただきまして、国政に送っていただきました。この場をお借りして、あらためて感謝と御礼を申し上げます。本当にありがとうございました。(拍手)

きょうは初めての全国土地家屋調査士会政治連盟の会長会議ということで、私までご案内をいただいた上に、こうしてお話をする機会をいただいたこと、あらためて感謝申し上げます。与えられた時間は5時15分までですので、40分間話せるかどうか分かりませんが、しっかり自分なりの考え方、意見を申し上げていきたいと思っています。

私事ですが、私の土地家屋調査士の登録は昭和49年4月1日です。49年ですから、すでに40年前になります。昭和49年に登録して、実はあいだで5~6年、調査士業務のほうを休んでいました。再登録したのが平成5年です。ですから、今は平成26年ですから、21年前に再登録をしています。

最初の登録の昭和49年から16年ほど土地家屋調査士の業務をやらせていただいたのですが、そのあといろいろな事情があつて、測量関係の仕事も含めて、政治の世界にも足を突っ込んで、平成11年の統一地方選挙で千葉県の県会議員に当選をさせていただきました。

最初から県会議員に挑戦しましたので、当選というのはなかなか難しいのですが、その4

年前、平成7年の統一地方選挙で県議選に初挑戦して、このときは次点でした。世間でいう次点バネとでもいいでしょうか、11年の選挙で当選させていただき、4年間千葉県の県会議員を務めさせていただきました。

4年たって、平成15年に地元である千葉県八千代市長選挙に挑戦をしまして、一発でクリアをし、市長を3期務めました。あと来年の任期までであったのですが、1年少し残して国政に転出をしたということで、ご案内のとおり去年7月の選挙で当選したわけです。

なぜ土地家屋調査士が急に国会議員になったのか、いろいろ疑問をもたれる方もいらっしゃると思いますが、私は職業を通して、いかに社会貢献できるかが自分の命題でした。仕事を通して地域に恩返しをし、そして地域の発展に尽くすということで、仕事も比較的、自分から言うのも何ですが、一生懸命やらせていただいて、昭和49年当時から従業員も抱えていました。

これはいろいろな意見があったのですが、4年後の昭和53年には測量会社も設立して、地元では測量会社の株式会社というのはそう数多くなかったのですが、社会保障もしっかりつけて、従業員を抱えて、測量と土地家屋調査士業と並行して事業を継続していました。

その会社は今も残っていて、今は15人ほどの会社です。売り上げは年間で1億3000万～1億5000万円ですが、女性の事務員込みですので、実質1人あたりの売り上げが1200万円くらいです。経費を引いていろいろな原価計算をしてみると、平均給与が500万円くらいしか支払えないということで、もうひと踏ん張りして平均600万円くらいを給与として支払えるような会社になってくれればと、私の跡を引き継いだ社長が今一生懸命頑張っています。

息子もおかげさまで3年前に土地家屋調査士の登録をいたしましたので、今は息子も見習いで会社に入っておりますが、ここはどうなっていくか、本人の努力次第だろうと思います。

きょう皆さんにどうしてもお話ししたいのは、政連がどういう役割を果たしているかということ。きのう、きょう、参議院ではいわゆる予算委員会が開催されています。そして先週の金曜日と月曜日が衆議院で予算委員会。今回の内容を見ると、「まち・ひと・しごと」と新たな地方再生の法案と、あわせて女性の活躍できる環境の整備ということで、この2点

が大きな争点になっています。アベノミクスといわれている経済政策を持続可能な制度にしていく。その下支えで、どうかたちができるのかという議論だろうと思っています。

国そのものは世界的にも比較的安定した国であることは、私が申すまでもないと思っています。為替を含め、株価については乱高下、上下を繰り返していますが、これは自由経済社会ですので、動かないほうがおかしい話で、安かったり高かったり、値段が上がったり下がったり、これは当たり前のことです。大事なことは、いかに安定した治安の維持を含め、外交、防衛において世界に責任をもって行動する。これが国の務めだろうと思っています。

そういう観点からすれば、今の日本の教育そのものも私は世界のトップレベルにあると思いますし、治安に対しても先進国の中では犯罪の発生件数が極端に少ない。女性が夜中に買い物や散歩をしても、めったやたらに災難に遭遇することがないという状況。ただ、ここに来て自然気象の変化というか、新たな災害が発生していることも事実だろうと思います。しかし、このことにおいては誰に責任があるわけではないと思います。

国土強靱化なる政策も出ていますので、このへんも踏まえてしっかり予算だてをし、国の新たなかたちを見いだしていくことが大事だろうと思います。そういう観点からも、きょうお越しの皆さん、私も含めてですが、大いに国の中で活躍する場面が出てくると信じているところです。

いわゆる政連の活動の中で、功を奏している団体がいくつかあります。私たちといちばん近い同じ士業で、行政書士会、社会保険労務士会、税理士会、公認会計士協会、これらの団体は政連の活動によって大きな成果が得られています。

特に行政書士はご案内のとおり、市町村に提出する役所の代書をするのが仕事だったと記憶しているところです。社会保険労務士と行政書士は、もともとは一つの資格の中で推移していたわけですが、今は行政書士と社会保険労務士とは別々の資格になっています。

ここへ来て行政書士が政治活動、いわゆる政連の活動によって得た職益というもの。皆さんご案内のとおり、今年の通常国会、1月からの国会でしたが、一定の研修を修了した行政書士については、行政不服申し立て手続きの代理人になれるという、これは今まで考えつかなかった、いわゆる弁護士の分野だったわけですが、行政書士がある一定の要件がそろえば

行政不服審査の申し立てができる。これは職益の拡大になったわけです。これらは政連の活動の大きな成果だろうと思っています。

また社会保険労務士も昭和 50 年の当初から政治連盟なるものが結成されて、過去 7 回ほど業務拡大を図っていると聞いていますし、税理士、公認会計士においては、公認会計士と税理士の職益の問題でしたが、公認会計士の資格を取ると税理士の登録ができる。税理士からすれば何とか公認会計士は排除したいわけですが、公認会計士協会からすれば、そんなことは許されることではない。

これも今年の国会の攻防でしたが、最終的には公認会計士もある一定の講習を受けることによって税理士の登録ができる。これはどちらかといえば三方一両損ではないですが、両得の施策になったわけです。これらの攻防も実は政連を中心にした政治活動が功を奏していると思います。

もう一つ、実は大きな変化がありました。これはのちに土地家屋調査士が建設業の中に組み入れられない、このことは公嘱においていくつか問題があるわけですが、今回 43 年ぶりに建設業法の中に新たな職種が加わりました。43 年間、登録業者の変更がなかったのですが、これも政治団体の活動によって加わったわけです。これは何の職業かという、ふつう建設業というのは、とび・土工を含め？土管防、下水とか舗装だとかあるわけですが、実はここに解体業が加わりました。

解体については、今まではとび・土工の範囲で入札が行われていましたが、今度は解体業者としての登録をして、解体士をそこに雇い入れて、解体だけで仕事ができる。国立競技場の解体が今回不調になって問題になっていますが、解体だけで自立して官公庁から仕事が請けられる。43 年ぶりに解体業が新たに業種認定された。これも解体業協会の政治活動によって成果が得られたということになります。

また宅地建物取引業者、不動産業の資格の名称ですが、「取引主任者」という資格だったのが「取引士」と、ここにも「士」の文字が入りました。このことも業界にとっては大きな成果だろうと思っています。もちろん測量業においても、いろいろな改革が行われています。全国測量設計業協会連合会、全国地質調査業協会の要望で、公共工事設計の労務

単価の改定等も、この方々の活動によって何回か繰り返行われているような状況もあります。

もちろん土地家屋調査士においても、境界紛争の解決手段として ADR の制度が新たに加わったことも記憶に新しいところですが、自分たちの職益は自分たちで守る。そしてさらなる職益の拡大、こういうものは歩を止めてはならないと思っています。また後でお話しますが、新たな問題が発生していることも事実です。このことにおいても土地家屋調査士の出番が新たに加わってくると思っています。

また今国会では「まち・ひと・しごと」の振興政策等が出ています。この臨時国会は 11 月 30 日までですが、皆さんの仕事に関わる法案もいくつか出ています。その中を代表するのは何と言っても贈与の問題です。住宅取得のため父母から子供、孫に贈与をする際のいわゆる控除額の問題です。

3 年前はたしか 1500 万円、一昨年が 1200 万円、今年が 1000 万円ということで、孫や子が新たに住宅を取得する場合、非課税措置が受けられる。もちろん条件はあります。所得が 2000 万円以下であること、それから一定の面積と、条件はあれど、このことによって景気の下支えをしていくという法律ですが、今回でこの法律、法案が期限切れになります。

新たな法案が必要になってくるわけで、今は上程されてはいません。衆議院では今週金曜日に上程されると思いますが、住宅局、建設省ではこの上限を 3000 万円まで非課税にしようという法案が提出されます。ただ、このことにおいては、国土交通省からすれば流動化を図るという面。それから皆さんご案内のとおり、日本のお金の 65%は 65 歳以上の方が持っているわけで、このお金をどのように市中に出回させるかという大きな課題の中で、思い切って 3000 万円までの贈与を非課税にしようということです。

ただ、財務省からすれば非課税になってしまいますので、税金の減税、減額となりますから、国の中でも大きな議論があります。ただ皆さんの仕事からすれば、3000 万円の贈与が非課税になるということであれば、これはある意味では大きな効果があるだろうと私自身は考えているところです。私は 3000 万円賛成論者で手を挙げたいと思いますが、これはいろいろな立場の方がいらっしゃいますので、果たして 11 月 30 日までにどう決着がつくかとい

うことです。このことにおいてはしっかりと議論をさせていただいています。

また租税の関係、いわゆる租税特別措置法 72 条の 2 項、いわゆる保存登記をする場合の登録免許税がありますが、私も数字は今覚えていないのですが、たぶん 1/6 くらいの減額がされていると思っています。また所有権移転の際も住宅の場合は 1% くらいの登録免許税の減額。それから抵当権設定も減額されていますが、これも時限立法で更新をしていかなければこういうものも継続していかない。

租税特別措置法 72 条は私が調査士をやっていたときですから、50 年代後半に手続きとして、証明書をつけて保存登記をすれば登録免許税が減額になるという、これも今国会で審議をされます。たぶんこれは継続になるだろうと思っています。

またもう一つは地方税ですが、不動産取得税の問題です。中古住宅を新たに取得し、そこに改修を加え、そして新たな所有者に転売する場合、現行法の中ではまず現存の所有者からその不動産を買い受けるときに、これは県税ですが、不動産取得税が発生いたします。そして改修をして、さらに最終住居者、一般の人が買うときに、またここで不動産取得税が発生する。

考え方によっては一つの物件で一つの取引で、一つの流れの中で二重課税されるという不合理な問題が出ています。このことにおいて不動産取得税があるから買わないとか、なければ買うという一般の市民の方はいらっしゃらないと思いますが、この不動産取得税の中間省略は大きな成果で、税の公平性からいけばそうあってはならないと思っています。この法案も今回提出されています。したがって、中古業者が不動産を取得して改良を加え、そして消費者に売り渡すときの中間の不動産取得税が免除になるという法案も今回提出されています。これも 11 月 30 日までには決定するだろうと思っています。

こうして国では大きな問題から小さな問題まで、いろいろな審議がされています。ただ私も国会に出て思ったのですが、この間は嫡出子と非嫡出子、民法の相続分の問題がありました。最終的には非嫡出子でも相続分は同じということに落ち着いたのですが、この議論を通して、われわれ登記また土地の財産に関わる仕事をしている者からすれば、国そのものが大きな転換期を迎えているということを国会の中で感じているところです。

そんなことを毎日やっているわけですが、その中で少し気になった問題がありました。資料を皆さんにお渡ししたと思いますが、所有者不明の農地・森林が今後は増えてくるというショッキングなニュースが飛び込んできました。

すでに読売新聞や日本経済新聞でも読んだ方がいらっしゃると思いますが、所有者不明の土地の増加ということで、30年以内に国土の8%が、所有者のいない、所有者が分からない土地が出現するという、調査士出身の議員からすれば、看過できない問題だろうと思っているところです。

ただ、このことに果たしてどのくらいの方々が危機感をもっているのかと思うわけですが、なかなか制度そのものが理解できない方々ですと、このへんの議論は進展いたしません。私は弁護士の皆さんとも相談した中で、できれば自分のライフワークとして、所有者が判別できない土地の扱いについて、新たな法整備も含めて、ぜひ取り組んでまいりたいと思っています。

現行法の中でも対応できるという方もいらっしゃると思います。例えば不在者財産管理人の制度を利用するか、また失踪宣告をして対応するとおっしゃる方もいますが、私はこのことと所有者が不明な状況ができることとは、別の次元の話だろうと思っているところです。

この一番の要因は、何と言っても農地や山林を相続しても資産にはならないケースが多々あると思います。また、それを所有することによって、必ずしもそれが資産や自分の生活にとってプラスに作用するというわけではない。あべこべに管理をしなければならないし、近隣との問題もありますし、かえってそれが負の遺産になる。こういうケースにもなりかねないわけです。とにかく不明者をなくすということだけで、国を挙げて何とか相続登記をしてくださいとか、こういうことを働きかければ済むという話ではないだろうと思います。

特に今回農業の活性化、コメ農家をどう保護していくかという問題で、農地法の改正、農業委員会の改正も含めて農地の集約化の法律が可決されています。中間管理機構という組織が各県に設置されて、今までの基盤整備と同じ仕組みですが、基盤整備は土地を持っている方が、またその中で基盤整備をして耕作をするというのが前提です。しかし、今回の農地の集約はリース、賃貸を認めている。

ですから、土地を持っている人は農家である必要はありません。それから自分が耕作する必要もない。中間管理機構を立ち上げ、実際に農家をやる人たちを限定し、その方がもちろん利益から賃料を払って農地を耕作するという権利。これは株式会社であっても営農組合であってもいいという法改正がなされました。

このときの農地の集約ですが、ご案内のとおり、ゴセだとか未整備の田んぼについては耕作放棄地を含めて、この中には所有者の分からない土地も大変多くあるわけで、これらの問題が起きたときに、この農地の集約、集積事業がそこでストップしてしまう。

もちろんこれは住宅地における区画整理もそうですし、今回の東北における被災地でも区画整理の際に所有者の分からないところ、また所有者が不存在な場合の問題も提起されていますが、これが日常茶飯事に起こるという状況になってくるのではないかと思うところです。このことが地域の発展、国の発展に大きな負の財産として残ってしまうという懸念があるわけです。

では、どうすれば対応ができるのか。これは現行法の中では対応できない。現行法の中では、相続していない人にはどうぞ相続してください。1日も早く相続してください。もしあれば、お金さえもらえれば、ずっと相続人のあとを追って、1人ひとり印鑑をもらってということになると思いますが、これは抜本的な改正が必要だろう。もちろんこれは憲法があって、民法があって不動産登記法がありますから、一朝一夕にそのことが解決するとは思いませんが、こういうことに前向きに取り組むことが大事だろうと思います。

また今、法務省で行われている地籍調査。特に今回、会長にもお話ししましたが、前年並みの予算はついています。ただ法務省の地図作成の本来の目的は、国全体の土地ということだろうと思いますが、これにはなかなか期待に応えられないということで、地図が錯雑している、いわゆる未処理で処理ができないところにだけ予算がついているわけですが、ここも一歩踏み込んで、所有者の分からない土地についても地籍調査の対象にしていく。そして地籍調査の対象になった上で、ではどうそれを処分、活用ができるかというところまで法制化する必要があると思っています。

地図調査の果たす役割はさらに大きなものになってくると思います。この業務拡大も、こ

の政連を通してしっかりと研究して、国に提言をしていくことが大事だと思います。

実は今回の創生事業というのは、石破先生とも何回も話をしていますが、国ではアイデアが出てこないのです。「地域を活性化する」と言葉では言いますが、具体的に何をすれば地域の活性化になるかということになると、正直言って国では出てきません。

地方の意見を聞いてということですが、いつどこで誰がどう聞くのかも決まっていません。形容詞ばかり並べて議論をしてもしょうがないと思いますが、今国会を通して、この法案が可決をすると、いよいよ具体例が出てくるとと思いますが、手をこまねいているだけでは何の解決にもならないと思っています。

今、私が申し上げたことを具現化するには、関係する法令だけでも例えば国土利用計画法、国土調査法、もちろん不動産登記法、こういうものの改正をもって、新たな土地の管理システム、土地の保全システムみたいなものを、ぜひ現場から意見を出していく。

このことにおいては今、外国人が土地をどんどん買っていますが、このことにも関係してくるのではないかと考えています。別に外国人が買ったからといって、急に困ることではないと思いますが、外国人はそれぞれの国の法律もありますし、日本のように民法、戸籍法を含めて、しっかりしている国ばかりとは言えないと思います。

この辺りの研究も含めて、新たな土地の保全システム、管理システムを構築することによって、皆さんの仕事も含めて、新たな産業の創設というか事業の拡大、仕事の拡大にもつながってくるのではないかと、きょうは提言をしたいと思っています。

所有者が分からない土地が拡大してくるという提言は、実は東京財団というところで調査をして、もちろん土地を持っている所有者等にアンケート等もとっているようですが、今までの土地はプラスの財産だという認識から、ある意味では負の財産にもなり得る。これが大きな時代の変化だと思っていますので、ぜひ調査士の皆さんとともに、この辺りの問題について取り組んでいきたいと思っています。

今、私の立場は自由民主党の参議院議員ですが、自由民主党には皆さんからすればいいか悪いかは別として、派閥制度があります。昔でいえば親分・子分ですが、為公会という会に所属しています。会長は麻生元総理で、麻生元総理のもとで政治活動を務めさせていただい

ています。

国会議員になると委員会に所属します。私はつい先月、先週まで国土交通委員会で、公安をはじめ道路問題、尖閣を含めた領土の問題、これらについての委員会に所属していましたが、今回の国会からは経済産業委員会に配属が変わりました。したがって、今度は経済面から1年ないし2年、新たな覚悟で取り組んでいきたいと思っていますが、この経済産業は何と言っても今回の景気をどうするかという1点に尽きるわけです。

東京だけが勝ち組になっては何の意味もないと思いますし、東京だけを勝たせてはならないと思っています。別に東京が悪いわけではありませんが、地域の活力があつてこそ、国の形が整うと思っています。

今回もオリンピックが東京で開催されます。コンパクト開催ということで、8キロ圏内でオリンピックをすべてやってのけようと思っていた猪瀬知事がとん挫をし、新たな知事が誕生しました。舛添要一知事の誕生には私も調査士会の会長、東京会の皆さんには大変恐縮でしたが、名簿等の提出をいただき、お一人お一人に電話で党のほうからお願いをして、大量得票で東京都知事選も勝たせていただいたわけですが、この東京の果たす役割は役割としてあるということは私も承知しています。

ただ、何でもかんでも東京に行けば用が足りる、東京に行けば住みやすい、東京に行けば楽しいことがあると、これで皆、東京にあこがれて出てくるわけですが、あべこべに地方に行ったからこそ、こういうことがあると。

極論からいえば、地方に住んで、そして仕事は東京でしたほうが得策だと、得だという状況。子育ても含めて、東京ではもう人は育てられない、住むには住めないよと。実は会社も東京に置くのであれば、製造業であれば地方のほうが得だよと。

実は私の後援会長は今年フィーバーをしたセブンカフェ。すべてのセブンイレブンにコーヒーカフェというのが設置してあります。100円、150円のコーヒーカップの小売りですが、私の八千代市が本社で、この八千代市ですべてコントロールしています。

日本中のセブンイレブンのコーヒーカフェは八千代市の会社が担っているわけですが、先月、八千代工場だけでは間に合わないので、兵庫県に新たな工場を設立しました。土地の面

積は約5ヘクタールほどで、兵庫県西脇市に工場を造ったのですが、何とこの工場、3年間固定資産税はゼロで、町そのものが固定資産税の負担をする。このことによって、工場を誘致することによって雇用も生まれますし、もちろん3年後からは新たな固定資産税が発生するわけです。どうせ今はないわけですから、これができることによって3年後から固定資産税が入る。

私は市長をやっていたのでだいたい分かるのですが、試算すると固定資産税だけで年間3000万円です。3年間ですから1億円、その企業の誘致のために投資をしたということになるわけです。どこで作っても同じ製品ができるわけですので、今後、海外ばかりではなく、日本国内にもいろいろな産業がまだまだ生き残っていく道筋はあるという事例だと思います。

最後に、お礼に伺ったわりには生意気なことを申し上げましたが、今後ともしっかり皆さんの代弁者としても働いてまいりたいと思います。調査士会、そして政治連盟はもとより、皆さま方のご繁栄、心からご祈念申し上げ、講話に代えさせていただきます。ご清聴、ありがとうございました。(拍手)

司会 豊田先生、大変ありがとうございました。われわれ政治連盟の政治活動がいかに重要であるかが、よく分かるお話ではなかったかと思います。

せっかくの機会ですので、先生におうかがいしたいこと、教えていただきたいこと、質問でも結構ですので、あれば挙手をお願いいたします。

小室(茨城) お世話になります。地籍調査をやっている箇所、筆界未定が日立市だけで2000カ所もあります。都市計画道路を造ろうとしても、筆界未定地があるために工事がそこでストップしてしまう事案が多々出ています。国交省予算で地籍調査、国土調査をやっていますので、再度、筆界未定地の解消を何らかのかたちで予算をつけてもらえれば、市が市道、水路の筆界未定地を解消するというところで、関係の地権者を集めてやれると思うのですが、終了したところにはもう予算がつかないものですから、そのところ可能かどうか……。

豊田参議院議員 ご案内のとおり、縦割り行政だと思います。国土交通省で出している国土調査は境界についてはもちろん取れるところでは取っていきますが、確定に至らなくても

整理がつくということだろうと思います。

国土交通省の予算でついたところは、実は土地家屋調査士は国土交通省の所管ではありませんので、土地家屋調査士業務だけではその仕事の受注もできないわけです。今言った筆界については土地家屋調査士の分野だと。このことによって大きな成果が得られると思いますので、このへんのコラボレーション……。

今まで、どうしても職益がありますので、建設関係からすれば調査士は入札に排除したいのです。逆に法務省で出している、先ほどの地図の錯雑した地域のいわゆる 14 条地図。これについては公嘱を含めて調査士でなければ発注しないわけで、完全に職種が分かれています。

このことについて、誰かが意見を言っていかないと、いつになっても一緒にならないと思います。したがって、ここは国土交通省も含めて、法務省はなかなか頭が固いのですが、今言ったことへの解決の方法とすれば、どのようにコラボレーションをして出すか、発注するかということだろうと思います。この辺りもしっかり意見として今後申し上げていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。よく分かります。

司会 ありがとうございます。もう一方、いらっしゃいますか。

水竹（佐賀） きょうも分科会の中で出てきたのですが、ご承知のように国土交通省の分には日当の規定が実際にあります。私はどうしてもそれが納得いなくて、ここ何年も会長のときから疑問視してきているわけですが、その辺の……。省が違うことは分かるのですが、14 条地図の予算の立て方にしても基本をなすのは日額ですから、何とかやってもらえないだろうかと思っています。

豊田参議院議員 的を射た話だろうと思います。実は公正取引委員会は経済産業省の所管です。私も先ほど申し上げたように昭和 49 年に登録していますので、当時は調査士の日当も含め、それぞれの項目に点数割りをして料金をつくっていた時代もありましたし、協定料金というかたちで、その付加率というか、これによって料金を決定した時期もあったと記憶しています。

このことがどうして公正取引委員会に引かかるのか、その経緯も定かではありませんが、ほかの職種においても国土交通省が発注する事業に対しては、すべて測量士の 1 人当たりの、

また？測工さんの単価等が明確に出ていますので、このことにおいてはしっかりと意見を申し上げていきたいと思っております。貴重な意見、そのように今も考えていましたので、ひとつよろしく願いいたします。

司会 それでは時間も押していますので、ここで休会とさせていただきます。豊田先生にもう一度大きい拍手をお願いいたします。(拍手)

それでは宿泊する東急ステイ水道橋にチェックインしていただき、懇親会は5時45分からの予定にしていますので、会場のほうにお越し願えればと思います。それではこれで休会とさせていただきます。ご苦労さまでした。

(休会)

司会(市川総務委員長) おはようございます。昨日は大変ご苦労さまでした。

今日は9時から各分科会の報告をいただきまして、10時半ごろまで質疑応答も含めて時間をとっております。その後、西本元連合会会長からご講演をいただき、11時15分閉会という予定を立てております。

今日新たにお配りした2014年日調連公開シンポジウム「土地境界紛争が起きない社会」ということで、「境界紛争ゼロ宣言!!」というパンフレットがございます。11月14日に読売ホールで行いますので、これもお持ち帰りいただきたいと思います。

それから、資料説明文がございます。これは政連の神寶副幹事長からの資料提供です。内容につきましては、神寶副幹事長からご説明させていただきたいと思います。では、神寶さん、よろしく願いいたします。

神寶 皆さま、お疲れさまでございます。この資料説明文というのは、2週間ほど前に大阪の民主党大阪府連の方々と要望懇談会がございまして、そのときに三つの内容でお話をさせていただきました。一つ目が土地家屋調査士の制度と表題登記。二つ目が、未登記建物について。三つ目に報酬についてということでお話をしたのですが、そのときに私が他の用事と重なっていましたので、幹事長にこの説明を委ねたときに、こんなことを話してやってほしいということで話の内容を文章にしたものです。民主党議員の方々にお渡しした資料の説明として、うちの幹事長から話した内容です。

これをペーパーとして民主党の方にお渡ししたわけではございませんが、報酬についての気持ち。日頃から我々が一生懸命仕事をやっているのに、ふと気づくと事務所経営も難しいことが多々感じられますので、そのへんを考えると、我々の仕事がいかに公務員に近い仕事か。あるいは、それ以上の仕事をやっているというようなことも含めて、昭和元年の話を引用して説明させてもらいました。これは元々、藤原政弥さんという大阪の土地家屋調査士さんが本にした内容から引用しています。『国を測る人々』という本を出版されまして、これをよく調べますと日調連のホームページからも見られますので、一度見ていただければと思います。

間違いがございまして、昭和元年が平成元年となっています。上から7行目。それから、

下から7行目で、翌年平成2年となっておりますが、これは昭和2年です。これを叩き台にして、また報酬に対してですね、せっかく去年も自民党の議連の総会に対して平成14年当時の報酬に戻してもらいたいと要望したあと、そこから？襲来があつて進んでいません。この辺りも一つの切り口として、何かやっていただければと思っていますので、どうかよろしくお願いいたします。

司会 ありがとうございます。それでは、ただいまから会議を再開します。それでは、AグループからA、B、C、Dと順番に発表をお願いいたします。

分科会報告

水竹（佐賀） おはようございます。ご報告を簡単に申し上げます。Aグループの報告ですが、三つの課題がございます。会員増強の取り組みについて、調査士会からの協力はどうか、政連のPR方法についてはいかがなものかという課題がございました。

静岡の会長さんを通じて、12会だったと思いますが、皆さんのご報告を受けましたが、挙げると時間が足りません。各単位調政連の共通誠意は、一つには、新たな登録あるいは入会時に政連の執行部で単位調査士会役員と協力して、調政連に入会を強く呼びかけているという方が、おおむねの各会の状態でした。

2番目に共通のものとしては、調政連執行部に単位会の例えば副会長さんなどに入っていたいて、兼務をしてもらって、協力して一緒にやっているという発表がありました。

3番目に会費についてですが、伝票がございましたように6000円から12000円と幅があるわけですが、いずれも、例えば地方議員さんと思いきった勉強会でも各部やっているわけですが、そうするとこの金額では資金不足に陥っているという報告が多かったように思います。

ただ、90%以上の加入率を有している調政連も熊本、島根等でありましたので、その理由を勉強させていただきました。全調政連の発足以前から政治連盟を持っていたとか、調政連の役員が入っていない会員さんの事務所を訪問して50人以上の加入を得たなど、驚くよう

な参考になる調政連もございました。

いずれにしても、先ほど配布された文書にもありますように、全調政連にお願いしたいことは、ホームランとは申し上げませんが、日額の設定などちょっと？ヒットウツテいただくと、会員の加入・増強がうまくいくのではないだろうかというお願いでございますが、そのようなことを話し合いました。Aグループの報告を終わります。

司会 ありがとうございます。先ほど私はA、B、Cの順番とお話したのですが、Aグループが組織強化ですので、次は同じ組織強化のDグループにご発表していただければと思います。よろしくお願いいたします。

植西(旭川) 皆さん、おはようございます。Dグループの昨日の分科会の内容について、雑駁ですが私から発表させていただきます。

まず、1番目の会員増強の取り組みについてということで、Dグループも12会の参加がありました。先ほどのAグループと同じように本会の新入会員に対しては会長も同席しながら、政治連盟の意義や啓蒙活動を通じて、ほぼ100%加入していただいている状況です。

続いて、本会役員、公嘱の役員、公嘱に加入している社員に対しては、強く加入を続けている状況ですが、なかなか全員がというわけにはいかず、政治信条の違いや政連活動がちょっと見えてこないという指摘もあって、入ってくれない方がいらっしゃいますということでした。半分は諦めの状態ですが、そのような形で続けていかなければならないということ。

それから、加入率の目標を設定して、加入推進を行っている会もございました。60%を切っている会が、会長自ら未加入の会員に対して電話、あるいは相手方の事務所へ出向いて面談して、加入していただくという方向で10ポイントも増えたケースもございました。

それから、都市部の大きい支部、例えば200名を越える支部の方たちはやはり無関心層が多いためか、なかなか加入率は高くない状況です。支部会員同士の顔が見えていないことも原因ではないかというお話でした。また、どうしても自民党、公明党寄りになっているから、脱退された会員も中にはいましたというお話もいただきました。

もう一つ例を申し上げますと、富山の政連さんでは、自民党の党员拡大に応じて職域団体という枠があるそうです。土地家屋調査士が50名という人数制限があるらしいのですけれど

ども、そういう登録をして、加入していただいて増強に結びつけている活動をしているというお話でした。

続いて、2番目の本会からの協力ですが、これについては12会全てが本会と公嘱協会、そして政連の役員を兼務しながら、情報共有しながら協力しているということです。ただ、公嘱協会が公益社団法人という名目になって、なるべく政治色を出したくない公嘱協会もあるようです。そういうところは一線を画して、水面下ではわからないですが、表面はそんなに疎通がないというお話もいただきました。

続いて3番目、政連のPRについてです。加入されている会員向けには、全調政連ニュースの全員配布や、本会のホームページ、あるいは会報を通じて政治連盟の活動の一端を本会会員にお知らせしている会もございました。おおむね、何もしていない会のほうが多かったように思います。

それから、国会議員、県会議員、市議会議員などの先生方との勉強会や懇話会についても、鋭意努力しながら続けていきます。また、政治パーティーなどのお付き合いもあるのでしようけれども、何とかそこはクリアしていきたいということでした。

最後に、昨日の分科会の1時間30分の中では、12会の情報交換のみで終わってしまったので、もう一つ踏み込んだ時間配分があればという希望を申し添えて、私からの発表といたします。どうもありがとうございました。(拍手)

司会 ありがとうございました。引き続きBグループの方、よろしくお願いいたします。

阿部(福島) 皆さん、おはようございます。Bグループを代表しまして、福島会の阿部より発表させていただきます。まずもって、平成23年3月に起きた東日本大震災以降、岩手県・宮城県・福島県が全国津々浦々からいろいろご支援いただきましたことを、この場をお借りして御礼申し上げる次第であります。

岩手県は、今日は阿部会長ではなく？サトウ幹事長がお見えになっております。宮城県の亀山会長、私は阿部でございます。先ほど岩手県のサトウ幹事長から一本松で有名な陸前高田で仮設ではなく復興住宅が120戸分、やっと完成したという10月2日の新聞記事をいただきました。鉄筋コンクリートの6~7階建てぐらいの4棟ができたということです。陸前

高田、大船戸の地図修正も今盛んに行なわれているようですけれども、23年当時は私と当時の岩手の？ウエダ会長と横山会長に来ていただき、陸前高田の何もない、一本松だけ残った状況を視察した記憶が今でも残っております。

我が福島は原発の放射線の影響が続きまして、岩手と宮城とは若干違った状況で、30キロ圏内の一番大変な場所、いわゆるいわきとかは？松田さんがいますけれども、郡山、福島、会津は全然問題なく生活を続けていられますので、風評等々で観光に影響があつたりしているわけですが、生活できる状況になっておりますので、皆さんにも風評を払拭していただけるようなお話をお戻りになってしていただきたいと、改めてお願いを申し上げます。よろしくお願いたします。

それでは、Bチーム13会の制度対策というテーマを発表させていただきます。まず、テーマの中で1番、2番、3番とありましたけれども、2番と3番を各会から現状報告ということでした。

議員連盟などを組成されているかということと、勉強会等々をしているかということで、13会のうち一生懸命やっているところとあまりやっていないところが半々ぐらいと感じました。また、地方議員との議連を正式に立ち上げているところはないと、判断しました。ただし、勉強会や顧問団、士業団同士での懇談会などが盛んに行なわれていると思っております。

事例を何件か挙げますと、例えば鹿児島会さんは顧問議員団懇談会ということで、年に1～2度、司法書士の政治連盟とか、顧問になっていただいている県議会の先生方たちと交換をしているということです。また、山口会さんは、やはり顧問議員の先生たちと政策聴聞会を開いて、そこで要望書を提出しているということです。また、香川会さんは関連士業間での懇談会。我が福島は、調査士会の福島支部が4～5士業の懇談会を、毎年持ち回りで幹事をやっているのはよく聞いています。神奈川県さんは不定期かもしれませんが、国会議員さんたちと勉強会をしていると報告を受けました。

また、チケット購入等々を皆さんやっていると思うのですが、ほとんどの会は国会議員さんのパーティー券等々を購入なさっていると。県議会や地方議員さんのパーティー券はほと

んど購入していない感じですが、愛知県さんや大きいところは県議会や地方議員さんのチケット購入もなされていると言っていました。

それから、地元で国会議員の先生たちが必ず国政報告会を行います。これに関してもほとんど参加されているということでした。2番、3番については一つとして、各県から報告をいただいたことは以上でございます。

1番目のテーマ、全国が一丸となって法改正等に対応する体制にするにはどのようにしたらいいかという大きなテーマの中で、いろいろな意見が出ましたが、13単位会の意見としては、まず日調連と全調政連が一体となって動いて、我々単会を指導していかなければならないことは当然のことですが、そのような意見が大半でした。

例えば、同じレベルで単会の会長がたまたま国会議員の先生を存じ上げていて、お願いをしたら、あっという間に動いていただいて、逆に大変なことになってしまったということを岐阜会の会長さんが言われていました。ですから、そのへんはどういう流れでやっていったらいいのかということでありました。

また今、閣議で決定されたということで、法務局の地方移管で、我々は今25単会ですか、地方議会で可決して政府にあげたと。これを25会だけではなく50単会全て、47都道府県やるべきではないか。それが地方からあがっていった勢力になれば、それは一つの成果になるだろうということでした。

また、各単会が要望していることの一例を皆さんに発表していただいたので、わかりやすく取りまとめて発表します。まず、愛知会の鈴木さんがよく言っているのは、改製原戸籍の附票の保存期間の改定を県議会に申し上げていることと、調査士の積極活用や未登記建物の解消。これは官公署の未登記ならず、民間に関してもとにかく未登記建物の解消を積極的に要望している。

山口会さんは、災害復旧に伴う用地復元に関して、我々は専門業者なので業務の発注を要望すると。あと、一般的に分離発注といいますか、入札区分における調査士を設定していただく分離発注のお願い。これに関しても、調査士を指名いただいて、低価格競争に陥っている点もあるという報告をいただきました。

香川会さんは、地籍調査の成果が誤っている地図の修正登記を個人にやらせるのはどうかということで、お願いを県議会や市にしている。これに関しても全国津々浦々、国土調査の成果に誤りはつきものですから、修正業務は皆さん知っていると思うのですが、そういったことを個人費用でやるのはどうかということで、要望を出しているという話でした。以上、1～3までのテーマをご報告申し上げます。ありがとうございます。(拍手)

司会 ありがとうございます。最後に、Cグループの方、よろしく願いいたします。

浦川(三重) Cグループ代表の三重会の浦川と申します。13会を代表しております。

まず、制度対策ですが、テーマが大きすぎて私自身、皆さんもとまどっているのが本音でございます。まず1番が、全国が一丸となって法改正等に対応する体制にするにはどうしたらいいかということですが、まず日調連のほうが、法改正が出ていないもので、政連から進めてはどうかということです。

その次に入札ですが、物品販売業に今はなっておりますので、報酬額・日額に基づいてコンサルと同じように、最低価格を決めてほしいという要望をしたいということです。

それから、先ほども出ましたが戸籍の附票ですが、現在は5年で廃棄になっております。相続には、住所等を確認するためには永久に保存してほしいという要望がありました。

それから、法務局の地方移管に反対しろということで執行部から言われていますけれども、これは民主党時代に決まったことであって、現在、自民党になってからは法務省のホームページにも載っておりません。だから反対とは一言も載っていないわけです。したがって、私は三重会ですが、6月に登記事務の権限等を地方への移譲対象とせず、引き続き国の責任において行うように求める請願書を出させてもらって、可決しております。

したがって、現在まだ請願が出ていないところは、執行部の方にもお願いしたいのですが、反対というのは県会議員さんを見てもホームページに載っておらず、反対というのはおかしいと思うのです。移譲対象とせず、引き続き国の責任において行うようにするという請願書にすれば、スムーズに行くのではないかと私自身、特に今日はこれを強調して言いたいところです。

次に2番ですが、各会とも顧問団があって、一部は議連にもはってもらっております。た

だ、政連ではなく本会ではっているところもあるということでした。

続いて3番の議員連盟の勉強会、懇談会ですが、一部の会では行っております。また、行った会の中で、議員さんで調査士と測量士の違いがわかっていないところがあるということでした。

それから、ビールにラベルを貼って宣伝をしているところもあるということです。

また、未登記建物の予算が厳しい関係でゼロになったけれども、本会、政連、公嘱と3会の会長が議員さんにお願ひしましたら、一部復活したという事例もあったということです。

最後、各政連は連合会と全調政連？より依頼があったら、いつでも議員にお願ひするので、何かあったらぜひ地元の会長に言ってくれということでございました。簡単ですが、報告は以上です。ありがとうございます。(拍手)

司会 ありがとうございます。

質疑応答

司会 それでは、これから質疑応答へ移ります。組織強化のグループの方から、制度対策のグループに質問でも結構です。何でも結構ですので、質問がございましたらお願いします。

松田副幹事長 今のCグループからの報告で、ビールに土地家屋調査士というラベルを貼ってPRをしたという話がありましたが、それはその地域全般に対して製造するビールなのか。それとも、何かの催しがあるときに、そのようなビールのラベルをつくったのでしょうか。

津村(兵庫) 兵庫の津村といいます。研修会や勉強会とか、あのときは確かうちの政治連盟の総会后だったと思います。毎年やっているのですが、神戸ですので中華料理屋さんに頼みまして、ビールに「土地家屋調査士政治連盟」と書いて皆さんで飲んでもらっているということで、議員の先生方からは「すごいなあ」と好評だったものですから、発表をさせてもらいました。

司会 ちなみに、どのぐらい費用がかかるのでしょうか。

津村（兵庫） 100本ぐらいつくったと思いますが、それで何回かに分けていますので、費用はわかりませんが、そんなにたいした費用ではなかったと思います。

司会 それはビール会社にそういったラベルを貼っているのですか？

津村（兵庫） その今言った中華料理屋さんがやってくれました。10回勉強会するより、「土地家屋調査士さんってすごいなあ」という私どもの懐の深さというか、引き出しをちょっと出したような気がしますので、よかったと思います。これが法律的にどうかはわからないけれども、効果はあったと思います。

司会 大変いい参考になりました。ありがとうございます。その他に何かお聞きになりたい方はいらっしゃいませんか。

小沢幹事長 時間が余っているということで、幹事長の小沢でございます。先日、幹部会がございました。その中で皆さんにお願いをしなければならないところがございますので、2～3ご報告をさせていただきます。幹部会の議事録につきましては、また皆さんに政治連盟ニュースでもお送りさせていただきますが、せっかく皆さんお集まりですので、ここでお願いをさせていただければと思います。

第1点目は、役員選任管理委員選任についてということで、次の大会で全調政連の役員も交代になります。したがって、交代する前に、役員を誰にするかという選任委員ということの、全国土地家屋調査士政治連盟役員選任規則第8条第2項に基づきということで、委員の選任をお願いしたいと思います。各ブロックの副幹事長からまたご案内をさせていただきますけれども、お集まりいただいたうえで選任委員を決めていただければと思います。その選任委員の方が、今度は役員を決めていただく形になります。

それから、監事については輪番性になりますが、中部ブロックから1名、北海道ブロックから1名、予備監事として関東ブロックから1名をお願いしたいということで、先日の幹部会で決定させていただきました。したがって、この方々からはそれぞれ監事をお願いしたいと思います。

次に、先程来お話がございました国会議員の議員連盟等の推薦。今までも応援していただいている先生方、または我々の土地家屋調査士制度を十分に理解している先生方には、ぜひ

とも議員連盟に入っていただきたいとお願いをしているところですが、ただ、議員連盟に入っていると、選挙時の推薦の問題がございます。まだこれは決定していませんが、一応、全国の特に参議院の比例区の推薦については、ちょっとお控えいただけるような規程をつくっていきたいと考えています。

これは今回の幹部会の議案の中で、継続審議という形にさせていただいておりますので、最終の12月の幹部会では決定する形になろうかと思えます。またできあがりましたら、皆さまのもとにも届けさせていただきます。それを見ていただき、ご検討いただければと思います。

最後に、昨日、横山会長から連合会の法改正についての議論をされているという話があったかと思えます。これについても、法改正の委員会みたいなものをつくっていきたいということで、これが役員になるのか役員以外から出すのかは横山会長一任にはしていますけれども、もしかしたら皆さまの中から出てきていただいて、お願いする形になるかもしれません。選ばれた方はぜひともご協力をいただければということでございます。私からは以上でございます。三つばかりのお願いで大変恐縮ですが、ご質問があればお受けいたしますので、ぜひともよろしくお願いたします。

司会 今の幹事長のお話で、何かご質問はございますか。

内木（広島） 広島の内木です。先ほど、幹事長から比例区についてございましたが、当人からも推薦してくれという案が来まして、私どもは推薦状を出しています。そういう場合、この人はやめてこの人は入れるという規程をつくってもらうのはいかがかなというのがあるのですが、いかがでしょうか。

小沢幹事長 おっしゃるとおりでございます。実は、もうお一人推薦を受けて、党には推薦状を出したのですが、党の議連の会長にお願いして、取り下げをさせていただくような形を取っております。これは広島会ではございませんけれども……。

そういう形で、選挙になったときにいつも我々からは、比例区に関しては各党お一人だけということでお願いをしているところでございます。これが議連に入ってしまうと、どうしても推薦はその方を優先する形になるのですけれども、特にある党はそういう議連に入って

いるにもかかわらず別の先生を推薦してくれという話があって、矛盾するところがございます。

それは派閥の関係など、いろいろなしがらみの関係もあろうかと思えます。これが政治家のあるべき姿なのかもしれませんけれども、そういう関係がありますので、いま広島会の会長からお話がありましたとおり、推薦基準の規定を今作成している最中です。12月の幹部会では、それがある程度決定すると考えております。したがって、それで推薦をしていただけるような基準として見ていただければと思いますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

司会 どうですか。よろしいですか。その他、どなたかいらっしゃいますか。いらっしゃらなければ、9時50分まで休憩としますので、よろしく願いいたします。

(休憩)

講演

司会(市川総務委員長) それでは、会議を再開します。当初予定していた時間より早いですが、西本先生のご講演をお聞きしたいということです。

ご存じのように西本先生は元連合会会長で、我々全調政連の顧問でもございました。それでは先生、よろしくお願いたします。(拍手)

西本 おはようございます。皆さん方の熱心な顔を拝見して、正直なところホッとしております。というのは、法改正に成功したあと、何だか一段落しすぎているような、のんびりすぎているような雰囲気にいろいろなところで遭遇しますので、実はかなり心配しておりました。

まず今日お目にかかりまして最初に申し上げたいのは、初めて政治連盟をつくっていただいたときのメンバーの方もまだ頑張ってくださっている。それから、そのとき各会の役員として応援してくださった方々が、なお頑張ってくださっていることに対して改めて厚く御礼を申し上げます。

今日、資料を本当はたくさん出したかったのですが、印刷費が余分にかかるので少し控えめにということで、わずか数枚の資料しかお出ししていませんけれども……。政治連盟をつくっていただいたからできた法改正であり、政治連盟があつたときできなかったら、司法制度改革に土地家屋調査士は完全に乗り遅れておりました。

私がそれを争って立候補したときも、中部地方でさえ、司法書士兼業の役員で「もう司法制度改革なんてほとんど終わっているのに……」となかば冷ややかにおっしゃった方もいます。そもそも、土地家屋調査士ほど新しいことに挑戦することに臆病な団体はありません。昭和 60 年代に私が筆界鑑定委員会の発起人会を愛知会でつくったときにも、中部ブロックの役員でさえ白眼視する人がたくさんでした。「何を余分なことを言っているのだ」という冷ややかな顔に囲まれました。

そして、愛知会でも正式に予算を取って委員会を発足する段になったときにも、そのころどういう流れだったかといいますと、東京会を代表して竹内さんが愛知会の私のところに反

対意見を言いにもわざわざ来られました。それくらい新しいことには、あるいは仲間の中の能力差には自信が持てなかったのではないのでしょうか。

私はきちんと自分の意見を持って反対する人は、最も尊重します。意見がなくてただらだらとついてきて、あとになって強行に反対する人がいたり、あるいはまずくなつたときに「わしもそう思つた」なんて言う汚い奴をいっぱい見えています。皆さん方も、局面によっては地方では冷たい目に遭ったり、あるいは理解してくれない人の間でつらい思いをされることが今でもあるかもしれません。

ですが、政治連盟をつくったときの皆さん方自身、あるいは先輩方の意気込みを忘れないで、どうか自分たちの地位は自分たちで守るというしっかりした認識のもとに……。守るとするのは、現状維持では守れません。法務局そのものが絶対的に自分たちの地位を確保するという保証は、国の組織ですから全くないのです。

例えば全法務労働組合でも、公務員なんてと言うと語弊がありますが、2階級ぐらい上げてもらって地方公務員になって、それぞれ特殊専門職で優遇されれば、本当に反対する奴なんかいないのです。あの大きな労働組合にさせられた国鉄でも、民営化されてかえってよかつたと高く評価されています。法務局がそんなことであつてはならない。そのためには何かというと、先ほど三重会の発表でお聞きしましたように、あるいはたかさんの会が議員さんにそういう表明をしていただいたように、地方自治になんか馴染まない。地方行政になんか馴染まない。

皆さん方はもう随分若くなつてきたから、私は72歳ですが、昭和38年に21歳で開業しています。東京法務局世田谷出張所近くの調査士の方にアルバイトで教えてもらったのですが、そのころ世田谷出張所は一元化していませんでした。「昭和35年法改正で一元化しているのに、そんな馬鹿な……」と思う人は、実務を知らないだけ。いっぺんに全部変わるはずがありません。明治の達しでもいつでもそうです。知っている人は知っているだけ。物事をつくっていくのに一度にできるはずがないので、遅いところでは昭和42~43年までかかつて一元化している。

しかも、地籍測量図の閲覧を供していなかった。先輩方の運動で閲覧できるようになった。

これが一般市民にまで閲覧されることの是非はともかくとして、そういう流れをきちんと理解したうえで調査士を語らなければ、何も知らないと一緒にです。

昨日は大変ありがたいことに、豊田先生のご講演をうかがいました。そして、懇親会にまで残っていただいて、皆さん方と直接お話しできる機会がありました。ここで先生のおっしゃったこと、生きた話の数々を先生に面と向かって聞いていただける機会があったにもかかわらず、何人かの方がいらっしゃいましたが、多くの方が機会を逸しています。

今国会に上程されるであろうというような政策論までお話になっているのに、応えられない会員は実に情けないと思うわけです。そういった意味で、日頃ボサッと見ていなければ、新聞記事の中に生きた情報はいっぱいあります。そのようなことで、少し過去を振り返りながらお話をさせていただきます。

偉そうに言いますが、私も愛知会の筆界管理鑑定委員会を発足させるころから愛知会の副会長になり、だいたい、副会長選挙にも1回落ちていますが、そのときに調査士の程度の低さを痛感しました。ある大きな支部長のところにあいさつに行ったときに、「あなたがいろいろ発言され、活躍されているのは知っている。でも、あいつのこともよく知っているからな」。私よりも年長の方だったのですが、よく知っている、古くからの知り合いというだけで、自分たちの未来を託せるほど調査士の年寄りというのはのんきなアンポンタンが多いと痛感しました。

今、各会にお招きを受けても少し躊躇しています。どこも、なるべくお引き受けしないようにしています。連合会方針と合わないから、私が余分なことを言うのはやめています。でも、お招きを受けたところには必ず言います。「いろいろな意味でご心配をかけて、一貫性がないことになってしまうかもしれない提案をしたのは私です。お詫びします」ということを申し上げています。成功した話はあとで言います。失敗したのはいくつかあります。間に合わなかったこと。愛知会の副会長、あるいはそれ以前に提案していたことで間に合わなかったことを申し上げます。

まず、実は上空の権利とか地下の権利の研究は、私が日本土地法学会の中部支部の評議委員でしたから、研究していました。その仲間には、大阪の松岡君や滋賀のフジキ君がいま

して、それがあるとき急に東京駅の近くに集合がかかりまして、山野目先生が加わっていたのですが、その山野目さんから「法務省の石頭相手に皆さんが説得するのは大変だから、やめておけ」と。それを聞いてやめさせられたので、私は実は山野目先生も信用していないし、そのときにそういう傾向をつくった人を、仲良く付き合い合ってきてはいますが、実は心の中では許していません。

いまだに民法で「上空及び地下に及ぶ」なんていう文言なんか、信じている馬鹿はいないでしょう。地下 40 メートルから下は、大深度地下区分で権利が及ばないんですよ。上空でも、そのとき我々が手を下しておかなかったから、今、東京駅の上空の権利がどうなっているか登記を取り寄せますと、訳のわからない権利の設定になっているのです。

あるいは、皆さん方が法律で勉強したときには言葉としては出てこない「地下区分地上権」なんていうのも、実際には、地下鉄のあるところではどこでも設定されています。東京湾平均海面の 10 メートル下から 20 メートルまでの 10 メートル間とか、あるいはその地表には平米あたり何トン以上の負荷をかけてはいけないというような内容の権利設定になっています。地上権でも通行地役権とか景観地役権とか、いろいろなものがあります。

筆界を明らかにして、その筆界の中のどの部分に権利があるかとできるのは土地家屋調査士しかいないのに、日行連の強い圧力で行政書士ができるのだと。あるいは、法律に土地家屋調査士として記載がない以上は行政書士の職務だとして、ある有力な電力会社は行政書士に頼っているという馬鹿な話もあります。

ボサッとしているような世の中ではないのに、今急に帰ってしまったけれども、連合会からもこういう会合に来ていないとか、あるいはいくつもある制度対策委員会は一体何をやっているのかという話をしそうになるので、連合会は私を遠ざけているのか、私が勝手に遠ざかっているのかはわかりません。一つは、私たちにも大きな責任があることは確かです。

具体的に私が諦めざるを得なかったのは、当時でも東京・大阪・神奈川・愛知という都市圏協議会というものがありました。役に立たないのはやめてしまえと言ってやめさせましたが、そこで提案したときに、例えば当時は公嘱協会を中心として附則 5 条の撤廃を言っていました。そのあとで阪神淡路大震災があり、所有権の属するところと管理するところが違う

のはあまりにも不都合だということで……。皆さん、一括譲与の根源って知っていますか。考えてないでしょう。それを愛知県知事が東海北陸七県知事会で発言したときに、私の友人が副知事でしたから聞いて、これは業務になると思い活動を始めました。

けれども、その都市圏協議会でさえ反応してくれたのは大阪の当時の？イバタ副会長です。それが何の業務になるかと、わざわざ聞いてきました。未登記物件を登記する、そんな大きなチャンス、そこまで言われても気がつかない人が皆さん方の大切な先輩の役員の実情なのです。食えることに慢心している人は、将来に向かってアンテナを張っていないのです。だから、私がそういう運動を始めたのにもかかわらず身内が乗ってこない、公囑も当時乗ってこない。

附則5条の撤廃という、一体いくつの省庁が相手になると思いますか。法務省ではないんですよ。一括譲与のときでも、総務省から法務省に対して急に予算が取れるわけではないのに、全部登記しようと思ったら莫大な予算を必要とする。だから、「登記しなくてもいいですね」と言ったら「はい、それで結構です」と答えたのは法務省なのです。皆さん、こんなことを信じている。こんなことがわからないような法務省を、どうやって自分たちの業務とともに守り切れると思いますか。

法務省なんてそんなものですよ。司法試験を優秀な成績で通って、修習生を優秀な成績で通って、しかもかなりの人たちだけが内閣法制局、そして法務省を通っていくわけです。そんな法律の勉強に固まっている人は、皆さん方のように未成年のころからタバコを吸い、酒を飲み、女探しているような社会の勉強をしていないんですよ。

僕も苦学生でアルバイトばかりでしたから、酒なんていうのは2年間だけちょこっと行った慶應の？優勝のときに、三田の丘へ行くとただでビールが飲める。そのとき、未成年で初めてコップ1杯のビールを飲んだ。そのコップを記念に盗んで、リュックサックに入れて持って帰ったことがあります、これが未成年飲酒の私の唯一の証拠です。タバコも吸っていませんでしたが、21歳で開業すると、世間知らずなのでいろいろな人と喫茶店で会うときに、話の間が持てないので進められるタバコを吸っていました。自分でも買っていました。タバコを勧められて、「あります」とタバコを出すと、三つぐらい折れていて火がつかない。結

局はお客さんのタバコを吸っていました。

そんな段階で始めましたから、実は私もそのころは世間知らずでした。それで開業しましたから、いろいろな目に遭いました。まず1番に思ったのは、私が学生時代にこんなに苦労してアルバイトをしながら、寝る間も惜しんで勉強した。そして飛び込んだ世界が、こんなアホばかりおるのかと思いました。いろいろ勉強している先輩、非常に熱心に命をかけておられる先輩を知って、心洗われたのはそのあとです。そのようなときに、一括譲与の抵抗にあってしまった。

それからもう一つの失敗は、事故簿の解消ということをやりました。私自身が被害者でしたから。私の家の近くの公園のそばに、アメリカ人の牧師さんが牧師館を2棟建てておられた。登記簿には1棟しかなかった。滅失登記を頼まれた。登記簿に1棟しかないから、1棟は滅失登記をした。翌年、敷地を買った人から怒られた。なぜかというと、課税台帳には2棟ある。先ほど言いました地方自治と登記行政を一緒にはいけないという理由は、そこにもありますよ。

それで固定資産税で、本当は更地にするより評価が安かったからいいはずなのですが、土地を買った人に建物が残っていると言われました。登記上はない。探したら、事故簿というのが登記所にはある。その事故簿を表面的な登記簿に戻して、そしてそれを抹消登記するという二重手間を、しかもタダでやらされました。牧師さんもアメリカへ帰ってしまっているから。

これはいかん、後輩にこんな思いをさせてはいかんということで、事故簿の解消も提案しました。これも実は私がまだ法務局の中でもうるさい奴ぐらいにしか思われていなくて、役員ではなかったので、法務局でも自らの誤りの可能性があることに対して予算獲得ができないということで、ペケでした。

最近、広島局で山地番の解消という。これは法律的には、実は事故簿扱いになるんですね。事故簿の解消、山地番の解消という通達が出ています。山地番1番と宅地地番1番が同じ字の中で、分割していきますと、所有者が謄本申請に行きますと、違ったものが出たりすると。山地番の1番の25を頼んだのに、宅地地番の1の25が出る。現在は宅地だから。そういう

ことがあって解消されるということで、私たちが取り組むべきことはいっぱいある。残念ながら、私もやってきたのに駄目だった。

建物の所在でも、何番地上という所在地番の表記はないですね。私はこれ 30 ぐらいのときに支局長と争いましたが、やっぱり駄目でした。大阪には船場ビルか何かで 1 例だけあるはずです。地先は多いですよ。誰でも知っていますね。網走だって、そのらしい 1 番の地先だと、この人は女性刑務所で生まれた人だというのがわかります。地先はありますが、地上というのはない。

今、名古屋にあおなみ線という電車の線があります。昔は機関車が名古屋港に貨物を運ぶ線路でしたから、機関車ですからものすごい緩い勾配です。ですから、地先というのはその上に立てた、下には中古車市場とか住宅とかいっぱいある上に人工路盤があるのです。人工路盤の上に建物を建てました。その登記を地先でやらなければいけないとなると、3 キロぐらい先なのです。丁目、地番が全然違う。下手したら、出張所の管轄も違う。こんな不合理なことはない、地先でやれと言ったのですが、ようやらなかったのです。そういう研究を生かすところって、連合会でも今ありますか？

そういう意味で、私たちが将来に向けて解決したほうがいいものがたくさんあるのです。一元化の苦勞を知っている人、さきほど私はアルバイト先でと言いましたが、一元化の苦勞を知らない人ばかりでしょう。昭和 38 年～昭和 40 年ころの入会者で、台帳で試験を受けた人なんて私以外いないでしょう……。ああ、何人かいらっしやいますね。心強いなあ。台帳申告は、変更線は赤で、変更後は黒で書いたんですよ。

そんな時代に添付していた地籍測量図と、今の地籍測量図なんて夢の世界です。なのに保証しないで、報酬額に触れないとは何事か。通達で、街区基準点を用いない測量に基づいた地積測量図を添付した分筆は却下してもいいとは何事か。誰も反応しないので、私が民事局長に談判に行きましたよ。

私はずっと何十年も面倒見てきた某信託銀行大手で、いつもやっている分筆はずっといつも 70～80 万だった。急に 120 万～140 万になった。同じような条件なのになぜかといわれたら、この通達を見せたら、あなた国会でどう答えますか。ちょうど局長が変わるときだっ

たので、2人に同じことを聞いてやったのですが、2人とも「うーん、無理だな」と、通達の文章を少し変えてくれました。そんなこともご存じないでしょう。

そういう生きた会話ができるような民事局と連合会になっていれば、あの大柄な副会長が言っていた「政治連盟は応援団」は何を言っているのだと。主役が頑張っていなければ、応援団なんかいらないんだよね。文句があるなら、応援団から会長を出せばいいんだよ。いない奴の文句を言っている組織は絶対進歩しない。昨日も飲んだ勢いでそんな話をしました。鉛筆転がして負けたら、あんたが会長に立候補しろと。それくらいのもんですよ。

政策を持っていないような人が、議員さんにも民事局にも勝てっこないのです。そういうきちんとした引き継ぎができなかった。私は連合会長を辞めて1週間で東京警察病院に入院しましたから、ICUにいてその引き継ぎはできませんから、残念ながら引き継ぎができなかった私の責任も実に大きいことも考えています。引き継ぎをした松岡さんが実は命を絶たれましたので悪くは言えないですが、やはり法務省の言うことを聞いていたのでは、自分たちの理想とするような調査士像はあり得ないのです。

どうしてこんなことを言うかということ、私は今日忘れないように、伊能ウォークの役員バッジを付けてきているのです。この赤いやつね。松岡さんが最初に熱心に、連合会に広報部長か何かで提案したのです。でも、あの人は性格いいでしょう。あれもこれもといっぱい広報で出した。広報の予算だけで連合会予算が終わってしまうので、駄目と言われた。

気をつけていただきたいのは、いろいろな政策でも予算でもそうです。あれもこれもと提案すると、変な化粧の女2人の漫才「ダメよ～ダメダメ」になる。本当の話ですよ。皆さん、自分の会でもそうでしょう。馬鹿に熱心な奴がいて、あれもこれもやりたいなんて「ダメよ～ダメダメ」に決まっていますよ。予算ないんですから。まして、都市部の大きな予算を使えるところと、少人数しかいないで苦勞している小さな会とでも、大きな差があるわけです。ですから、選んで、これなら確実だと思うものをやらなければいけない。

伊能ウォークというのは、皆さんに迷惑かけました。特に関東ブロックの方には、私は迷惑をかけたと思います。会長会議でひっくり返してスタートさせたのです。そのときにはもう伊能ウォーク本体は動いていましたから、関東ブロックを歩いている最中に私の会長会議

の提案でスタートしましたから、ある仲の良い会長には「あのとき苦勞した。予算立てもないのに、あんたの一声でスタートになってしまった。我々がどれだけ苦勞したか」と言われました。「1000円でもいいから出せよ」と言われて、「1000円ぐらいなら出したるよ」と言ったのですが……。

なのに、地下鉄の門前仲町の駅を降りたすぐ上の大きなお宮さんには、数年後に伊能忠敬の銅像を建立しました。このときウォークは終わってしまっていて、予算立てが違っていたから、改めて寄付を募りました。でも、私なんかはいくらも出していないのに、函館の？ サイトウ君なんか個人と会社とで私の10倍以上出していました。でも彼の名前は後ろに刻んでなくて、私の名前が日調連会長西本と書いてあって、悪いことしたなあと思っています。

その仲間の香川のフジワラさんの葬儀が昨日でした。亡くなるころ、不思議なことに私も同じ病気で心臓が痛くて、本当にしょうがない。昨日は検診の日で、義務付けられていて、昨日はカテーテルを入れられませんが、どうしても行かなければいけない日で、葬儀に参列できませんでした。彼が亡くなったころ、ものすごく心臓が痛んだ。あいつが僕を呼びに来ていた時間だった。一緒に行ってやらなかったもので、かわいそうに1人で死んでいきましたけれど。戦友が亡くなるのは本当に悲しい。政治連盟で頑張ってくれた人は、あるいはは連合会や単位会で頑張ってくれた人は本当に戦友だと思って、私は生涯大事にしたいと心の中で思っています。

私たちの世界というのは、それくらい自分たちでやらないと……。今、誰も自民党へ定期的に行っている人の話は聞きませんが、司法制度調査会になぜ間に合ったかという、大垣に棚橋泰文という弁護士で衆議院議員がいます。法務委員でした。この人の田舎の勉強会で、唯一の筆界専門職の土地家屋調査士が考えたADRというのを発表したのです。偉そうに。相手は弁護士ですから、抵抗力があります。

それで、「こういうことを本当に自民党の司法制度調査会で聞く気があるか」と言いましたら「ぜひそういう話を聞かせてください」ということで、言われた日時に自民党本部の司法制度調査会に行ったのです。びっくりしました。私に内緒で同僚の副会長も？ ミズカミ会長もいたのですが、壁の花だったんだ。ダンスパーティーに行ったことのない人は「壁の花」

を知らないだろうけど、ダンスに行ってもパートナーもいないで1日中ふられている奴が座っているのを、「壁の花」と言うんですね。

自民党の司法制度調査会でも、民事局の若手の職員とかそのころの役員は皆？淵にいたんですよ。私は招かれて発言をしなければいけないから、ちゃんとした席へ座って自民党員でもないのに飯食った。自民党員なのに、私が頼んで民主党に出入りしてもらった？佐々木君が今日も後ろにいますが、かわいそうなことに彼には何回もこっちの顔、こっちの顔と使い分けてもらった。私は自民党員ではないのに、自民党の飯を食って話をしました。

その30分もしない休憩のうちに、最高裁から事務総局長兼民事局長の？田崎さんという人が今うんと出世していますが、その方やら民事局長やらが皆寄ってきて急に評価され、そこから司法制度改革に土地家屋調査士が乗ったのです。それで政治連盟は絶対必要だ。そして猿芝居をやりまして……。いや、関東の大切な仲間をそんなこと言ってはいけないのですが、？ミズカミ先生と井上孝三郎先生のお二人は対立候補である私と？椎名さんと呼んで、政治連盟ができたならどう活用するのかというときに、私は政治連盟がなくてはこれからの世の中は勝ち抜けませんと明確に言って、運動の具体的なことも提案しました。それで、実は関東でも大きな反対をされずに、わずかな票差で私が勝ったわけです。

その政治連盟の誕生がなかったら、本当に無理だった。連合会にもさきほど文句を言いましたし、担当課長にも「お前ちょっと頑張れよ。この会合に来て、あるいは連合会の事務局で、板挟みで苦勞するだろう。だけど、政治連盟あってこそだ」と。皆さん方も調査士白書をご存じだと思います。これに政治連盟の誕生という1ページがあるだけなの。どうやって活躍したかを、あなたが書けなかったら誰でもいいから言えと。横山会長が書けなかった応援する。

しかも入会者数一覧で、スタート時は低い数字だったけれど、今頑張っている会もある。逆にいたらくの会もあるけど。こういったものを証拠として残してくれよと。年表を見たら、政治連盟が書いてないぞと……。自慢話ではないですが、私どもの60年の歴史の中で偉そうに法制審議会で不動産登記法部会という、不動産登記法が将来どうあるべきかという審議会に出たのは私だけです。私は法制審議会不動産部会の委員だったんですよ。そうい

うことが載っていない。

先輩の？ミウラ先生が民事行政審議会の委員だったのです。このとき決まったのは、登記所の数を減らすための、統廃合するための民間側の意見を聞かされただけ。にしても、民事行政審議会にミウラ先生が出ていることがどれくらい素晴らしいことかを書けよと。僕だって1人でできたことだと思ってないよ。それは戦友の皆さんを代表して、法制審議会に出た。衆議院法務委員会に2回も出た。参議院法務委員会にも2回も出た。4回も国会でしゃべった奴はいないでしょう。書けよと。

でもね、連合会は責任を負わないんだよね。発行所は日本加除出版になっている。？若手部長をいっぺん怒ってやらないといかんと思っている。こういう、皆さん方の肝心な努力を世間に知らしめるような白書でなければ、こんなものハクションだわ。題名からして間違っている。

昨日も大切なテーマについていくつか分科会でもお話いただき、なるほどと耳を傾けるべきことも少しありました。それから、参議院の現職の豊田先生が、これから国会に出すという話までされました。私たちの世界で最近、空き家問題とか、あるいは土地所有者がはつきりしない不動産の対策って、言葉だけですよね。そこで、どうして、ああいう先生に生きた会話、自分たちが持っている情報、駄目だけどどうやったらいいのだろうかという提案がないことが悲しいのです。

ついこの前、3条問題が厳しい先ほどの行政の問題もあって、愛知会でも勉強会をしたいというので、嫌がられながらも私はこれだけ資料を出して……。ここへこれだけ出すと嫌がってたぶんコピーしてくれないだろうと思って、今日は簡単なものしか出していないのですが、今日は大阪から資料が出ているのにも関連して、ものすごく貴重な話がありました。報酬額ね。

昭和35年の報酬額表では、最高限度と書いてある。昭和37年、私が開業する1年前の報酬額表の一番下は、土地家屋調査士法第15条2の規程により、法務大臣の認可を受けた者であると書いてあるのです。これを見たことがないと思うのは、単に勉強していない証拠です。

なぜならば、会の事務局には必ずあるはずですよ。土地家屋調査士会連合会 30 周年記念特集号で、皆さんの会にあるんですよ。見てないだけです。人に文句言おうとか嘸みついてやろうと思ったら、これぐらいは勉強しなければ駄目なんですよ。だから、公正取引委員会ごときにやられる。担当は嫌な女でしたけど、学者風のカマキリ女でしたけど。いや、これは差別発言ですが……。

強制がいかんと言っているだけで、こういうのを勉強するのはいかんと言った覚えはないと言っています。でも「あなたが民事局にお尋ねしたときに、我々はこういうデータを持っているのだけれど、民事局はどういう返事をしたんだ」って、「私は指導した覚えがない」という返事をしたというんですよ。「私は」なんて、君のことなんか聞いとらんわ、組織としてどう答えたかでしょう。

そういう話を法務局にも法務省にもしないから、新しい局面は展開しない。帰ったら、自分のところの会で 30 周年特集を見てください。今見ますと、屁こいたような金額ですよ。でも大体、地価 1 坪くらいの対価が土地の測量代になっているということは、何十年もの歴史を見ていると、そういう時代が長かったことがわかります。こういうことをぜひ勉強してもらいたい。ついでに言いますと、40 周年記念誌があります。必ず会にあります。愛知会にも会員がいっぱいいいて、役員がいっぱいいいても、こんなものは役につかなければ見たことがない。

青山正明先生の記念講演は実は素晴らしい。このときすでに、境界紛争について提言しておられる。なのに、私が鑑定を言っただけでも白い目で見るという仲間ばかりだった。法務省筋でも私たちの未来を心配してくれる人がいたのに、先輩の提言を見殺しにしたのと一緒なのだということを自覚してもらいたい。青山正明先生、制度制定 40 周年（平成 2 年）です。私はまだ愛知会の副会長にもなっていないので、これをもらっていないからコピーしてきたのです。そういう大切な提言がある。

忘れてはならないことがもう一つあるんですよ。土地の合・分筆について考えなくてもいいのかという。これについて香川の塚田先生に調べてもらったら、ADR 発足の生みの親である枇杷田泰助先生も、カガワ（塚田？）先生にお聞きしたら、カガワ先生も認めていたのに、

乗ってこなかったのは君たちだ。合・分筆制度の創設。会へ帰ってお調べになるのであれば、40周年記念誌の38ページ。希望の方は私に言ってくれば、コピーを差し上げます。

次が50周年。このときのことをあまり言うと横山先生が怒るけど、50周年のときに私は副会長になっていたのに、ひな壇でもものすごく不機嫌な顔をしていた。皆の前で緊張するような純情ではないのに、なぜこんな怒っているような顔をしているのかとよく考えてみたら、清水湛先生が「土地家屋調査士は法律専門職ではない」と。それは、私を含めて調査士全体の力量を考えてそうおっしゃったのではないかと。60周年にはきちんと前言を翻して、「法律専門職だ」とおっしゃってくれています。

先生は簡単に変えられるだけですが、本当に10年間そういう進歩をしていますか。筆界鑑定、境界鑑定といったら、鑑定ばかり考える馬鹿は愛知会にもものすごくいます。細かいことばかり言う奴は。筆界特定でもそうです。でも、それをどうやって世の中に生かすか。筆界特定がなぜ大事なのか。筆界特定は、紛争の可能性があるかもしれない事柄の問題整理ですよ。入口整理。私が現役のときになぜそれを言わなかったかという、やはり登記官にも気を遣って、問題整理だと決めれば、僕らの下請けだという表現をしたくなかった。皆さん、本当はそれぐらいの根性を持ってやらなければ、新しい物事は広まりませんよ。

なのに、何ですか。筆界特定とADRの見直しをすと言ったら、連合会は何もできていなかったでしょう。民事局の調べたことに同調しているだけでしょう。しかも多くの人は、弁護士に放って逃げているでしょう。筆界特定というのは、隠れた目的が一つあるんですよ。隣接地の所有者がわからないときに、筆界特定を出せばいいんですよ。登記官が調べるでしょう。それが嫌なら、なぜ我々が調べるときに登記官が一筆書かない……。？一緒の紙をくれないんだ。登記官が調べるだけの効果があることを我々がやっているわけだから、そういう時代が来るまでは、隣の土地がわからなかったら筆界特定を出すの。

そして、登記官が調べたり相手が出て来て「それでいいです」と言ったら、喜んで取り下げればいいではないですか。取り下げというのは、不都合な取り下げばかりではないよ。却下だって、皆さんが恐れているから却下を食わないようにしているのかもしれませんが、却下ほど将来が残る大切な手続きはないんですよ。理由書がいりますから。それについては、連合会

の歴代の会長の誤りを私も同罪としてお詫びします。

というのは、例えば公嘱協会が業の登録をしようとしたときに、民事局は冷たい目で、やめておけと各公嘱に伝えてほしいという雰囲気だった。先輩たちはその顔色を伺っただけで、絶対に出すなと言っていたのです。本当は大きな誤りです。例えば、法務省にもそんなことは駄目と決まっていなくても出せば、駄目だというときに理由が見つくでしょう。

例えば、公嘱が業の登録をしない理由は、そのとき何と言ったか。競争ではないでしょうと。2年もしないうちに、嘘こけという事態でしょう。14条地図をなぜ入札するのですか。嘘をこかんはずの法務省が一番嘘こいとるだろうと。それには、申請を出して却下をもらっていないからいけないのです。

だから、ものは利用する。筆界特定で入口整理ですよ。筆界はここなのに、占有界、所有権界は違う。それはいつから、なぜかということを追求めたら、次の手続きはすぐできる。筆界がどこかを曖昧にしている奴には、問題を解決する能力はない。何もかも両方の間に入って、そんなうまくできる奴はいない。しかもそんなことで礼をもらったら、弁護士法 72 条違反。わかります？

筆界特定をなぜ生かささないの。しかも専門委員に、若い何も知らないような奴を出している会も支部もある。登記官の下請けで委員を出しているのではないですよ。登記官を指導できる最高のチャンスですよ。しかも、鑑定講座を卒業したような人は、調査委員でも僕の半額で請け負って、それを知らないものだからあとで文句言ってきた奴がいる。あとからこんなことせよとか、こんな返還せよとかいっぱい注文が来る。それを知らないで受けた。受けたお前がアホや、僕の半分でやったんだ、おまえはと。

登記官に次に何を教えるかということもわからないで、筆界特定制度だけが世の中にあるのではない。鑑定業務なら鑑定業務だけがあるのではないのに、鑑定講座は一生懸命、鑑定ばかり教えている。総論がない。今、連合会の副会長さんもお出でになったからぜひお願いしたいと思うのですけれど、連合会の姿勢は、どんな制度対策でもどんな委員でもどんな講座でも、常に大きな目標と目的、今はどの段階にあるのかという説明がなければ、鑑定を受注しないかもしれない奴なんか横柄ですよ。

私が担当したときでも、偉そうなことをこきやがった奴がいるんだ。「忙しいときに 2 日も 3 日も呼んで、鑑定講座をさせなければいけないのですか。うちのほうにはない」「いいよ、お前なんか来なくても」と言ってやりましたよ。その代わりブロック長に言っておけど。我々は君らのために資料もつくって、もっと大変だぞ。しかも、そんなもの皆持ち出しで。そんなものを鑑定講座に、皆さん、会長のときに出してきた人もいますよ。専門委員として、あるいは調査委員として、役に立たない奴を出しているんですよ。これは反省してもらいたい。

登記官なんて、その地域のことを知らないことが多いんですよ。愛知県だって昔、音羽の峠を越えたら訳のわからん奴ばかりだったと豊橋方面の人は言っていました。関東でも、箱根の峠を越えたらいい加減な奴が多いぞと言っていました。私が箱根の峠を越えてやるぞと言ったから、竹内君はものすごくこだわっていましたけれど、それは表現だけです。そんなところまで行かないでも、ちょっとの違いで全然違います。

私は 38 年開業でバブル前からやっていますから、私の小さな事務所でも、旭川の元会長が見えるのに恥ずかしいけど、旭川郊外から沖縄の辺土名まで私は仕事しました。小さな事務所ですし今でもそうですが、公図は全部自分で見ます。ネットでというのは、本当に最悪のとき、あるいは隣地がいるときしか見ません。どうせ現場へ行くのだから、法務局は必ず行きます。私はネットが嫌いです。ツグミを捕まえるカラス網じゃないんだから、ネットなんか騙されては駄目ですよ。登記所に行くから、その地域のことがわかるんですよ。ああ、ボンクラな登記官がいるとか、神経質や奴がいるとか。絶対自分で行きます。

そして、その地域の公図を見たらわかるんですよ。なぜこの地域の人は筆界をあてにしないのか。いい加減な図面しかないからだ。団子図で 1 番、2 番、3 番、そんなもの筆界もへったくれもないと思うのでしょうか。でも、その後につくったいろいろな資料があるでしょう。

私どもは明治のころからすでに色彩豊かに赤道も青線も平均幅員とか、きちんとしたものは幅員 9 尺とか平均幅員 6 尺とか、長さが 20 長とか、そういうふうに記載したものがいっぱいある。徳川家は明治維新政府から見たら厳しかったから、そういう公図は今でも信憑性

がある。

判例でも言っているように、定性性においてですよ。定量性においては、要するに面積計算は三斜計算とか、概略を四角形に直したときの縦かける横で推定されるような求積ではないから。そういう求積に頼っていた時代の面積だからしょうがないし、大きな山だったら「おーい」と言って、あれぐらいで聞こえたから何長分だ。そんな？証人を、もう皆死んでしまっていますけれど、私は聞いています。森林組合の役員には……。私たちの仲間より、森林組合の役員のほうが実態を承知しているのがよくいます。

ご存じと思いますが、地価を決めて2年以上の地租を納めた22歳以上の男子だけが、公民だったということを知っていますか。しかも町屋地、武家地にも初めて地権を出して、地租を課す。ですから、所有権というのはそのときに明確に誕生しているのです。それまでは取り合いだったり、あるいは富山県の地籍の各会の発表を見ますと、富山県ではいい資料がありましたね。何十年に一回、割地替えという。このへんばかり耕作していると明らかに収穫率が違うので、何十年かに一回変えるとか、クジで決めるとか、所有権なんかない証拠ですよ。

勉強していない奴は、本当に小さいところに固まって、そこだけで文句を言う。本当はものすごく豊富にありますよ。今日もいくつか分科会で発表された中に、本当は大きな問題としてとらえる価値のあることがいっぱい示唆されています。分科会が有意義であったことを、改めてお話ししたいと思います。

くどいようですが、私たちの職域のスタートは全て筆界を認識するところです。なぜ愛知会の役員会で言ったかといいますと、委員が司法書士兼業の調査士ばかりで、わかったようなことを言って筆界を大事にしない奴がいるから、こういう資料を出したのですが……。

3条問題というのは調査士法業務。3条業務は他ができない。他から保護されている大切な業務。調査士業務というのは、不動産登記法が求める真実性担保なのです。国民の権利の明確化なのです。それができるのは調査士しかいない。それは何かといたら、筆界を探索し、維持し、大切に皆さんに伝えていく使命を持っているから。それを忘れていろいろなところに走る、あるいは弁護士に任せる。

今、愛知会の若手の調査士会の中での勉強会が、ACB といいます。年配の方は、私もアルバイト時代に東京で憧れたシャンソンかジャズの喫茶店の名前が ACB でした。憧れていましたけれど、アルバイトに明け暮れる貧乏学生は一度も行ったことがないのです。何か妙な具合で、愛知会の勉強会が「愛知・調査士・勉強会」で ACB。

第3分科会に判例研究会というのがあるのですが、参加してくる調査士はたいしたことはない。びっくりしました。若い弁護士が何十人も来るようになったのです。司法書士も調査士の人数分ぐらい来るようになりました。わかります？ 私の言っていることを本当に忠実に実現してくれたんだ。

弁護士は、地図が読めない。調査士は地図が読めるけれど、説明は下手くそ。これが世の中の紛争のもと。地図の読めない弁護士に、調査士がちょこちょこ何か言って押し付ける。これが争い事が解決しないもと。ですから、弁護士に地図を読ませる。わからなかったら、調査士に何でも最初から頼む。これは副題ですよ。何でも主としたテーマだけ言っていたらあかんですよ。皆それぐらい腹が黒いから、多少儲けてここに来ているのでしょう。食うのも大変だったら、僕みたいに横山さんに電車賃ぐらい出せよと言わなければ来れませんよ。だから問題意識があるのでしょう。

そうしたら、そういうことをやっぱり考えなければいけない。弁護士から相談されなければいけない。自慢ではないですが、僕は5~6人の弁護士から「こんな相談があって受けることになりそうだけれど、あなた一緒に聞いてくれんか」と。それで弁護士と一緒に作戦会議をしますよ。弁護士がこう決めたこの分についてこういう測量をしてくれ、そんな仕事は受けません。でも多いのでしょう。

それはなぜかという、例えば鑑定でも、鑑定文の書ける奴は各調査会にそういないというのを現に知っています。私をもっと毒舌のころ、静岡会は大冒険をして、有料の研修会を10回もやってくれました。そして、かなりの人数で、最後まで脱落者はなるべく少なく、200人ぐらいが卒業したと思います。実例で。

愛知会で私が筆界管理鑑定委員会が出したのも、私が実際に鑑定した現場へ連れて行きました。町の中は何であろうと無理ですよ。あそこは解決したはずなのにまた何かやっている

など言われますから、ちょっと郊外の鑑定現場に連れて行って、測量データを全部渡して、こういう鑑定をしたという事例。

あるいは、A班とB班に分けて、ここが筆界だという鑑定文をつくれ。片方には、ここが筆界だという鑑定文をつくれと。例えば東京銀座のど真ん中でも解決した問題で、ブロック移動現象があるのをご存じですか。戦争にあつて復興するときに、基礎がここにあるからといって復興した。三尺ずつずれていたというのがあるのです。

こんなもの裁判なんかやったって無理でしょう。片方は引っ込めなければいけない。片方が引っ込めてくれなかったら、その人のだけ小さくなってしまう。そんなことが実際、世の中にいっぱいあるので、広島高裁の判事の上原先生が『土地紛争の解決と幸福論』という論文を出している。大阪の研修会でお招きになったかな。その文章が出ています。

境界紛争でやり合ったら、解決がついても、勝った人も幸せでないというのがその趣旨です。そうならなくてすむのがADRでしょう。判決で、時効成立でここからこちらはあなたのものだと言われた。この分を分筆しなければならないのに、分筆せよという文言が入っている判決は少ないですよ。それはよっぽどわかった弁護士さんが担当していないと。ですから私は怒って、判決を取り直しさせたこともありますよ。法廷を2回余分に開いて。

でも、相手方が広大な土地の所有者だったら、義務化されたほうが大変ですから抗弁しますよね。だから費用は相手方に持たせるとか。ですから、そういう紛争には必ず調査士が関与していないといけません。弁護士に放ったあと測量代をもらって、それで済んだと思っような人に将来があるわけがありません。きちんと将来の方向に向けてやらなければいけない。

この前やった勉強会にこんなのがありました。いかに弁護士や判事が物事を知らないか。こういうところで筆界を特定されました。こちら側は1筆、こちら側は何筆もある。そのうちの1筆がこう出っ張って、ここを筆界と言っているのだ。判事も弁護士も馬鹿か。こんなところに筆界が出たら、この？線上の人たちが将来悩まないか。全部やり直しではないか。というのが、弁護士や判事の不動産に関する実情なのです。

ですから、弁護士会に教育しなければいけない。それをずっと私はやってきました。です

から、そういう問題については、解決するための調査士が主役なのです。私の資料をせっかくコピーしてくれたので、触れないとまた怒られるので言いますと、手遅れと言う人がいた中でこういったことを法務省高官、それから日弁連の高い評価を得まして一緒にやりました。日司連は、先に自分たちだけ司法制度改革に乗り込んでいって仲間にしてくれなかったから、私は日司連を味方にしなかったのですが……。

ですから国会でも、調査士も司法書士も両方やっている人がいて「司法書士という名前でも」と言ったから、僕は「兼業者と言いながら土地家屋調査士としてやることは、土地家屋調査士でやれ。当たり前でしょう」と言って、国会で議員たちが「それはそうだ」と笑った。だから司法書士でもものすごく敵視する人が今でもいるけれど、当たり前のことだ。兼業者が土地家屋調査士の名前で抵当権の設定をして嬉しいか。きちんと自分たちの職域で責任を持って。

法制審議会の委員にさせていただいた。あるいは委員会に出られたことも、みな政治連盟があったおかげですが、一番大きなことは法案可決とともに附帯決議を勝ち得た。勝ち得たとあえて言いますが、附帯決議は質問もそうですけれど、こんな質問をしてくれというのはみな私たちが議員に言うんですよ。国会中継で言っていることは初めて質問すると思ったら大間違いで、皆事前に質問取りを役所はしているのです。だから役所は、大臣にこう答えろとペーパーを渡しているのです。

それを政治連盟がやったらどうですか。すごいでしょう。私たちがこういうことを聞いてくれというのを、議員さんに最初から言うんですよ。衆議院法務委員の先生にも、参議院法務委員の先生にも。それを言うと私たち自身が発言できる時間は限られています。議員の先生がいっぱい引き出してくれる。

しかも覚えておかなければいけないのは、議員の先生方は自分の手柄で地域に報告ができる。自分の出している発行物に印刷ができる。議員の手柄をあげないような、そんな政治連盟に将来はないですよ。それはぜひ覚えておいていただきたい。

井上孝三郎先生が最初の会長ですが、彼が若いころに交通死亡事故を起こして叙勲の対象にならないというのを、私が法務省にかけあって叙勲をもらってもらいましたから、一応、

恩返しができたと思っています。ですから、群馬県特産のネギを何年間か送ってくれました。この前は違う人のお墓参りに行っていたので、葬儀には参列できませんでしたが、叙勲とネギの交換で我慢してもらったと思っています。

ですが、井上孝三郎先生も、議員さん回りではすごく応援してくれました。関西のある乱暴な議員さんなんかは、まだはじめのころ「あなたたちはそんなことを言うけれども、あなたたちに民事局はそう答えたか知らんが、私たちの民事局の答えは違うぞ。いっぺん聞いてみるか」と言った。議員は腹黒いでしょう。調査士だってそれに負けないくらい腹が黒くなければ、務まりませんよ。どういうことをやったかという、民事局はあなたたちが来ることがわかっている、ここへ15分後に来るぞ、ちょっと隠れて聞いてみると。

与党はね、その時々で与党は局長や課長が来るのです。野党になると、司法書士、調査士係長が来ればいいほうです。その人は自民党の先生でしたから、普段はちょっと乱暴な人ですけどね、カーテンの陰で聞いていたら、やっぱり民事局は自分に都合のいいことしか返答しないんですよ。本当に。だからこそ、国会でこういう答えを引き出すために、こういう質問をしてくださいと言うんですよ。それしなかったら、本当に政治連盟の120%、150%の効果は得られない。

井上孝三郎先生の話になぜしたかという、私が現役を辞めてからちょっとして愛媛へ行ったときに、3日間もいなければいけないので、半日ぐらいさぼって、ちょうど今ぐらいですから山のほうへコスモスの写真を撮りに行ったのです。イノコウさんが「あいつがおらん」と言って、地元の？フジモトさんか何か聞いて私を追いかけてきて、山の中で私は捕まって、「あんたはなぜあの晩、夜遅くに池袋駅で集合する前に一生懸命に提案事項、要望事項を書いてきた？マブチをなぜ怒ったのか。わしは今でも理解ができません」。「ああ、すごいな」と。そういうことを聞いてくれる人、さっきも言いましたように反対する人、真意を聞いてくれる人は好きですから、言いました。ここにヒントがあるから、ぜひお願いします。

要望事項を10項目出したとします。附帯決議は8項目ぐらい。しかも、法務省の言うことも日司連の言うことも1行ぐらいずつ引いていると、私たちの中身はせいぜい6項目だとします。これを私たちが出した10項目の中で順番に6項目に書き換えて明日出そうと言っ

て持ってきた。だから怒ったのです。

どうしてかわからないでしょう。なぜそれではいけないか。議員さんの手柄ではないからなんですよ。我々は10項目を好き放題出した。それを議員さんたちが吟味して、こういう順序でこういうふうにした。だから議員さんの活躍なんですよ。我々が最初に出した10項目をやめて、しかも向こうが用意した附帯決議と同じように6項目出したら、我々の言うことを聞いただけでしょう。それは違うんですよ。

例えば関ブロのときに、私は直前で「笑ウせえるすまん」の役目で調査士国民年金基金の勧誘の話を最後にするの。そこに埼玉の知事が飛び込んできてくれて、やっぱり今まで来たことのない人が来てくれてありがたいのですけれど、ちょちょっと話してパッと帰ってしまいますよ。

だから、ああやって時間をくれて、昨日みたいに懇親会にいてくださる方を大事にしなければいけないのです。これは塩崎先生でもそうでした。？ヤスオカ先生でもそうでした。ヤスオカ先生のときなどは、真ん前に昔の会長が陣取って、私のそばに来て「私はヤスオカ先生には東京でいつでも会っている。地元の人でめったに会えない人こそ並んで意見を言うべきだ」というふうにしました。政治家が何を望んでいるかということ、私たちも考えなければいけないですよ。

だから本当は、先ほどから行ったり来たりしている空き家の問題とかね。蚊なんかテロで利用されたら、簡単にやられますよ。町の中でも空き家はありますよ。不心得な中東の人が、立派なビルのシャッターの前でタバコを吸ったりなんかしています。枯れ草もいっぱいです。火事のもととかね。そんな人はいっぱいいます。そんな者を刺した蚊に刺されたら、我々は現場でどんな目に遭いますか。たいしたことないお金もらって、デング熱にかかっていたらかなわない。何でも人事じゃないんですよ。

所有者のわからない奴を、先ほどの筆界特定もそうですが、これから私たちは取り組んでいかなければいけない。それは調査士だけではできない。何かあったときに、自治体も弁護士もいる。僕が最初からADRに弁護士を一緒に入れたのは、何かあるときに責任を取らせるために弁護士を入れたのです。そんなことは言えないけど、腹の中はそうなの。

どうしてこの問題をとことんやろうかと思ったのは、私の友達や若いころ面倒見てやった男が地方法務局長なんかで辞めて、公証人をいっぱいやっています。そういう奴らの問題を聞くと、土地をもらってくれないだろうか。持っているのが大変なのです。昨日の先生の話にもあった、ああいう相談がものすごく多いのです。

あの先生が市長の時代には市でもらってあげて、有効活用されました。公証人なんかは転勤もありますし、もらえない。もちろん、公証人がもらったら大変なことになりますから。

「そのときは僕に言えよ、僕がもらってやるわ」と言うのだけれど、そうではなくて、NPO 法人をつくるとか何かしないと、今に水源に近いところを中国人に押さえられたらどうなりますか。水道の水だって、何を飲むことになるかわかりませんよ。空き家の問題と所有者のわからない土地をどうするかという問題は、絶対解決していかなければいけない。

ヒントは、何年か前に日弁連でADR シンポジウムをやりました。岡山県弁護士会が唯一、自治体と弁護士会のADRをやっているのです。そうして、そういう問題が来ると、これは調査士さん、税理士さん、建築士さんの協力がいるといたら、そこへ呼ぶ。

それから医療問題も、簡単に近所の医者にやられて死んだけれども、損害賠償も簡単にできない。しかも、この筆界問題と一緒に、医療問題は鑑定引受人がいなくて、スバツと腹に入るような鑑定をしてくれるような人がいないのが、実は弁護士の悩みなのです。医療問題というのは、それぞれの地域で医学部の学閥がものすごいので、そこで大変な目に遭うので、そういうことがないように弁護士会がやってくれている。成功例はそんなにたくさんはないけれども、私たちが取り組むべき問題です。

もう一つ、福祉社会というのはいろいろな意味で都道府県、あるいは自治体の長が取り組みたがる。これに居住福祉問題を絡め合えると、今の問題がみな関係してくるし、居住福祉というのはちょっと道幅を広げたら、長野県の上田であった殺人事件みたいなこともないはずですよ。個人個人の争いではなく地域でとらえる。

川崎などは上手に取り組んでくれている。狭隘道路の解決に調査士を多用するという部分だけでもいい。普通のところは全部つながらないと駄目とか言っていますけれど、そういう日常の運動を大きな観点でとらえる。居住福祉町づくりという条例を締結しているのは、実

はかなりの自治体にあります。ですが、それは選挙目当てで、綺麗な言葉ですが、実態として動いているところは少ない。それを動いてあげるのが、調査士会が持てる能力を発揮する。

ただし、弁護士とか共同でやれる人がいないといけない。幸いなことに調査士会には建築士兼業の人もいますから、建築士だって参画してもらわないといけない。そういう意味で、新しいことを考えるべきだと思います。

昨日も一部の人に言いましたが、最初のページの下のほうに書いてある何十年変わらなかった 9000 万しかなかった予算が、17 条地図、14 条地図の予算がいきなり 4 倍増になったのは、古屋圭司さんと一緒に財務省へ行って、財務大臣に「いくらなんでもかわいそうだろう。実態は、表示登記の改良費用だとか何だかに 4 億やそこら使っているんだぞ。ちゃんと地図予算でつくってやれよ」と言ってくれて、いきなり 4 倍増になった。

当時の自民党や公明党の議連はこれにほとんど応援してくれて、今は 20 億近いですが、中身についてその単価の取り組みとかそういったことで、法務省に真剣に教えていない。国土交通省は、それこそ日当の単価まで印刷物で出しているのに、我々も連合会の名前で出さなくて、そんなもの違う研究会で出したらどうかと。先ほどの問題でも NPO 法人でもそうですが、何でも安く早くやろうと思っているだけの奴らに、やっぱり正攻法で行って勝たなければあかん。

次の A3 の紙は、そういう中で私たちが立法事実の積み重ねをしていますか。立法事実という言葉は初めて聞いたなんていう人はいないと思いますが、世の中に ADR が必要ですよとか、境界確定が必要ですよという流れをつくっていくのが私たちの役目。立法事実をつくっていくということです。

野党系団体とか NPO 法人とか自分たちだけがやろうと思うと、議員立法を提案しても法案提出しても、ほとんど駄目です。しかし関連の委員会審議で入るようなことになると、委員会の名前のもとで下工作もしますから、上程しても何とかなることが多い。それには、全ての省庁の外郭団体や議員連盟。全ての省庁の外郭団体といっても、法務省の外郭団体である、民事法務協会さえアウトになった。

あのおとき蓮舂さんが局長に「民事法務協会は何していますか？」と問うと、「封筒を印刷

している」と言った。どうかと思うよね。封筒の印刷なんか僕でもできると思うのだけれど。そうではないでしょう。やっぱり来たお客さんの真の目的を聞いてあげる。この人はどういう処理がいるのだろうと考えてあげるのが、民事法務協会の登記官 OB でいいんじゃないですかね。それくらい法務省と実際の市民との遊離が大きい。

あらゆることに審議会があります。今日お集まりの中にも、いくらか土地家屋調査士国民年金基金に加入していらっしゃる方がいると思います。これは私もミズカミ先生のあとを頼まれて、少しの間理事長をしまして、そして天下りの常務があまりにもいい加減なので、社保庁にクビにしてもいいかと談判しに、大宮まで行って相談しました。先生方はご存じのように、「これからはそんな時代ではありません」と言われたので、クビにしました。人をクビにして理事長を続けるほど私も厚顔無恥ではないので、私も辞めました。

ですが、そんな天下りで幅をきかせる国民年金基金でも、年金基金連合会は民事行政部会とか社会福祉審議会を年金部会と変えてきましたが、こういうところで実は法案提出するのです。駄目でも、何年かたったときに「何年に提案しましたけれど駄目でした」という既成事実をつくっておくんですよ。

それを考えると、私たちはあの筆界特定制度を発足させたあとで、こんなことをしていますか。そこを何とかしたいし、副会長の前で申し訳ないけれど、仮に連合会がいかんというのなら、昨日も酔っ払った勢いで何人かに言いましたが、自分が連合会長に出ると。嫌なら鉛筆転がして負けた奴が出ると。いないところで人の悪口は言うな、自分たちで活動しよう、方針を出そう。それで駄目と言われたら、そのときに真剣に考える……。

香川の塚田のじいさんが、この人は調査士では珍しくものすごい博士です。何冊か出している人ですが、そこらの本屋へ行っても、古本を買おうと思うと 5000 円以下ではないですよ。

塚田先生が地籍調査は憲法違反という闘争を、長くしておられます。あの先生はそれが使命だと思っておやりになっていて、いきなり電話がかかってきて昭和 26 年の政令第何号の第 2 条が憲法違反だとか、不動産登記法はすくっていないのに、処分権がないのに地籍調査の結果を登記に反映するのは憲法違反だと言っているのですが、おおよそこのことについて

理解できる連合会役員もいない。電話がかかってきても、みな迷惑顔。迷惑そうな報告をしているのですが、風穴があきました。議員さんを通じて、そして今は民事局にもこのことで連合会からの提案を待っている。これを誰に言ったらいいいのかわからないので横山さんに言って、連合会でも出してもらおうようにしています。

そういう理論は理論で素晴らしいのですが、憲法違反だと言い切ってしまうと発表すると、私が連合会長のときに発行したイエロー本よりもレッド本ですよ。命まで狙われる。憲法違反にならないためにどうしてやろうかというのが、私たちの知恵ですよ。そうしたら、地籍調査とか14条地図作業に限って境界確定委員会制度を復活させるんですよ。

そのためには、筆界特定制度をもっとしっかり運営しなければならない。筆界特定制度を卒業できるだけの能力を持った者でなければ、境界確定委員会にはできない。なぜ圧力がかったかという、今の登記官にそんな能力はないじゃないかと。調査士でちょこっとやれる奴がいるかもしれない。ADRと言っているから、ちょっとはいるのだろう。でも、そんな奴らに任せたら、登記所の一般的な登記事務が進まないだろう。行政不服審査で立ち往生するぞというのが、法曹界の心配だった。

なのに、筆界特定制度にかける皆さんの能力がそれ以下だったら、将来それ以上の制度があるわけがないでしょう。なぜそこを卒業しないのか。僕は去年の総会で寺田さんと約束したんだよ。民間のほうを僕が盛り上げるから、あなたは官のほうの教育をもう一回し直してくれよと。「わかった」と言って、民事局長と一緒に寺田先生は話を聞いてくれた。

でも、あの人は最高裁の長官まで行ってしまった。なのに、我々のこのていたらくは何だ。恥ずかしくて会わせる顔がないから、私は近年初めて連合会総会を欠席しました。泣く思いです。何をしているんだと。筆界特定制度なんか足踏み、入口。越えなければ。これは各会の委員がボケナスばかりでは駄目ですよ。委員の予備軍、役員予備軍では駄目ですよ。それはつくづく思いますね。

自作農創設特別措置法を知らない奴に、古い図面の意味がわかりますか。地域の堺とかわかりますか。なのに、我々の仲間で優秀だと言われる人たちは3Dとかね、数学クラブでしょう。批判していないですよ。その人はその人で勝手にやればいいんですよ。法律の

世界だろうが数学の世界だろうが、先端的な研究をする奴はそれはそれでいいですよ。

だけど、しっかり統括していく者はもう少し真剣に次の世代を見て育てる。将来を考えて若手を育てる。もう 70 過ぎにこんなふうには偉そうにしゃべらせているようでは、ここは伸びないよ。もっと若い人たちが勉強する。そこで古いことが知りたいからと言われて、参考意見を言うならいいですよ。

古い意見を言わなければいけないですよ。東日本大震災でもあの津波が襲ってくる線というのは、70、80 のじじいに聞いていたら、ある程度予測できるんですよ。それより前にどんどん都市化していったから……。そういう要素もあるんですよ。私は自分が 70 過ぎになって、親父の言うことを聞かなかったところもあるなと思います。地名の不思議を今頃になって真剣にわかって、勉強する人もいます。でも、遅くない。遅くないけど、若い人にどう伝えるか。それが使命だと思います。

そして、昨日みたいにお出でくださった先生が閉口するぐらい、皆が政策をお願いするぐらいに成長したいですね。ということをお願いして、私を含めて歴代の会長の力が及ばなかったことを改めてお詫びします。そして次、頑張ってください。そして次のこの白書には、政治連盟の活躍が新しい時代を切り開いていったという報告で満ちあふれることを希望します。ありがとうございました。(拍手)

司会 西本先生、大変貴重な話をありがとうございました。それでは、西本先生に対するご質問がございましたらお受けしますが、どなたかいらっしゃいますか。はい、どうぞ。

加藤（島根） 島根から参りました加藤と申します。西本先生に 1 点ほど、いずれは聞いてみたいと思っていたことがございます。

私は島根の出雲大社の近くにおりますけれども、佐田町という地域がございます。前は佐田町だったのですが、今は出雲に合併しました。先ほどイエロー本を話されましたが、私はあれが出たときにまっさきに感銘いたしました。佐田町という地域が 30 年代のまだ村時代に、一応、地籍調査が終わっている。千分の一という例の図面です。

村時代に 100 メーターぐらいをお互いに取り合っ、地籍調査の図面がそこで重なり合っていたのです。そういうことで道路を付けても何をして、行ってみても道路も全然分筆も

しておらず、見ると元々の地籍調査そのものだったのです。そうしたらあのイエロー本が出てきて、これだと思って持って佐田町に私は行きました。村長にそのとき会ったのですが、あなたのところはこんな図面がいつまでもあってどうだと。道路も分割していない。そういう地域はどうするのだということで、だいぶかけ合いました。

今はそれが誠にいい具合になりまして、結局、山林がその当時は？公地、？足りないのですから地籍調査をしていなかったものですから、山林を引っかけて、もとの公地も皆含めて今は大体1億～2億ぐらいかけて、随時やり直しをもらっています。

そのときにあのイエロー本を返せと言われたのですが、私は返さないで、内緒で持っているのですが（笑）。私はあれをいつも見て「ああ、こういうことだな」と思っているのですが、返せという？こしらえた起因はどういうことだったのかを聞きたいのですが。

西本 責任者としては大変つらいことでありまして、私もイエロー本は30年か40年に1回の痛快な本だと思います。ただ、少し配慮が足りなかったのは、固有名詞が全部そのまま出ているので、伏せ字にしなかったことぐらいでしょうか。あとは、主としてつくってくれた人が関西の人で、関西のノリでやまして、マンガの吹き出しのところに関西弁も出ているのです。当時の役人は関西弁アレルギーがありまして、それも余計に影響したようです。

それを解決したのは明石家さんまで、役人の奥さんたちを中心に関西弁のよさが見直される。今ならそんなことはないだろうと思うのです。真っ先に謝って回収した人がいたので、私は実は最後まで抵抗したので、命を狙われるところまで行きました。それくらいのことです。

ですから、寺田先生でも「1人で歩くなよ」と。それから、国交側の測量会社をやっている調査士会の役員の方も、「プラットフォームの先頭に立つな」ということが本当にありました。しかも一番嫌な忠告が、「あんたみたいに普段女にもてない奴が、急に若い綺麗な女の子にもてると思ったら罨だぞ」と。一番頭にきた忠告です。

あのイエロー本は実はその後に有名な政治家にも頼まれて、「あなたたちに決して不利な扱いはしない。私の生涯の財産としたいから」と言われて、廃棄したはずが主として自民党の司法制度調査会の先生を通して20冊は出ています。内緒の話。政治連盟だから言うけれ

ど、森さんは聞かないふりしておいてね。

連合会の倉庫に水浸しにならずにすんだ奴を……。まあでも、なくなってきちゃったので、僕のところにも7~8冊あったのがとうとう残り2冊になりました。仲間には密かに渡したりしています。ですから今見せる人は、コピーしてもらっていますけど。

地籍調査の結果が違う事例に我々がぶつかるわけです。どうしたら訂正できるか。先ほど言いましたように、処分行為ができないのに登記を移し替えたのが誤りですから。それがないように、将来は登記官と調査士会はサポートして……。境界確定委員会は処分行為ができますからね。平成10年度、11年度の間答申を見ている人はご理解できますが、境界確定委員会は法務局長責任で処分権があります。杭も打てます。

ですから、例えば区画整理がもう済んだからというのではなくて、諸外国は2回目の地籍調査をしています。ですから、やりたいと言ってこないところは放っておいて2次調査をしたらいいのではないかというので、地籍調査が済んだ地域の人たちが議員さんに焚き付けて、2回目をどこかが成功したら、パッと世の中に広がりますよ。

韓国でさえ2回目をやっているところがあります。ドイツ、フランスは戦争後の区画整理のあとで、2回目をやっています。ですが、我が国の場合は半数を超えたか超えないかぐらいいなのに、2回目の調査はできないというのが国交省の見解です。見解で長い間縛られるという、そんな不合理は、私たちが附則5条で当分の間登記しなくてもいいとされた官公署の公共用財産と一緒にですね。そんな目に遭わせておいてはいけません。

ですから、イエロー本のご質問はありがたい。例えば、先ほど言いました塚田先生は「わしの名前で出してやろうか」と。個人ならどんな圧力にも処罰にも屈しないですむと言ってくれる人も、いま塚田先生の名前を言ってしまったけれど、他にも2人ほど実は応援者がいます。そのことで国交に命を狙われても、もう惜しくないという同年配の人がいます。そこまで真剣にとらえていただいたことに感謝しています。

実は、私の跡継ぎの愛知会会長の？ナカハラという奴は、配りもしないうちに通知が出たので、1冊残らず返してしまったようですけど。あんなものはね、行方不明だと称して10冊や20冊、会で持っていなければ……。そんな善良な人ばかりでは、世の中は回っていか

ない。腹黒でなくてもいいけど、せめてシマウマぐらいになってほしいと思います。

司会 ありがとうございます。よろしいですか。

加藤（島根） ありがとうございます。

司会 はい、どうぞ。

松田副幹事長 2点ほど、先生の見解をお伺いします。まず、皆しっかりわかっているように具体的にわかっていない測量士、いわゆる調査士との見解。それともう一つ、日額。なかなか日額と基準報酬額については、日調連の竹内さんの前の時代から一つのパターンは出しますよと言いながら、まだ出ていない。それを考えたとき、50単会があつて、それに各支部がある。7支部、8支部があれば、350~400の支部がある。

その支部において、自分たちで、いわゆる日額というか、勉強しながら日額を定めるとか、基準報酬額めいたものをつくって、そしてその支部において利用することは、いわゆる公正取引委員会等のあれには触れないのではないかと私は思うのだけれど、そのへんの見解についてお尋ねしたい。

西本 忘れないうちに。公正取引委員会とは私も1回だけですが、直接お話ししたことがあります。マブチ君と、きのう葬儀をした？フジワラヒサシ兩名は、3回も4回も行ってくれています。強制してはいけないと言っているだけで、一つの事例を用いて、こういう報酬額になるよねという研修は全然いけないと言ったことはないよと言っています。

ですから、やっていただいて大いに結構です。ただ、事例を挙げてね。例えばこの会館の敷地を測るのに、こういう意味で筆界をまず調査、測量するために200万かかりましたよというようなことは当たり前ですから。若い人はわからないわけで、かえって困るわけですから、大いにいいですよということです。

例えば弁護士会も、離婚相談3万円とかね。私が意地悪で日弁連に「公取に言つたるぞ」と言ったことがあるのですけれど、「やめてくれよ。あそこはうるさいし説明が大変だから」と言っていましたけれど、やはり相談に来やすい枠をつくるためにわざわざ安く設定して言っているのもある。でも、それは相談であつて、そこからどんな手続きがどうで、いくらぐらいかかるかということの説明すればいい。でも敷居が高くて、最初からもっとかかるだろ

うと思っている人がいて来ないために、あれは必要だということを書いていましたが……。

新人は一体いくらもらったらいいか困るのに対して、私たちが指針を示すのは何ら違法ではない。強制してはいけない。ただ、公正取引委員会はものすごく膨大な資料を持っていて、嫌な奴に限ってね、僕はだからネットが大嫌いなのだけれど、かすみ網のごとく役員を絡め取ろうというのがいる。

ネットで本当に安い価格で提示して仕事している奴らは、注意されますね。注意されたことをいちいち公取に言っているのです。本当にそれぞれの地域に、「誰のお陰で飯が食えるんだ、この馬鹿者」と言いたいような奴がいっぱいいます。だから愛知会でも、「先生の所属は?」「愛知会」と言うとね、「いついつ?ナルサワ先生にこんなことを怒られました」

「?寺尾先生に呼び出されてこんなことを怒られました」と、私の知らない情報を五つも六つも持っている。だから、叱るとか注意するというのは本当に難しいですが、こんな違法行為をやっている奴がなぜ公取とそのときだけ仲が良いのか。法務省には絶対言わない奴がね。

で、面白いのは、私が開業したころ、例えば世田谷出張所の所長に叱られているのは、高く取り過ぎている人でした。そのころは1万円のやつを20万ぐらい請求したとか、そういうのが叱れていました。20万を10万でやった奴を、誰も怒る奴がないんだよね。これが残念です。

ですが、やはりこれだけ取らないと、基準点から取ってこれないだろうと。将来争いをなくすためには、こういう説明が周りにもいるだろうというようなことを説明して、そうするといくらになって当たり前という研修はしてください。これは公取と直接話しまして、問題はないと言われてます。いくら以上取れと言ってはまずいです。むしろ、「いつも規制報酬額の3割引きでやります」とか「5万円でやります」と言う奴のほうが、公正取引法違反です。ですから、向こうは向こうで筋が通っていると思います。

それから最初のお話で、測量士の業務と土地家屋調査士の業務について明確なところは、やはり不動産登記法の真実性担保。権利の明確な対象の確保のためにする仕事は、土地家屋調査士業務。3条業務というのは登記に限っていますが。

先ほどの報酬額の例ですが、皆さんに印刷した大阪から出たものが行っていますが、昔か

ら測量と登記と別立てで法務局へ報告していたのです。今の若い人は、調査士会に？年計報告を出していますが、私たちの時代は法務局に出していたのです。集めるのは会だったかもしれないけれど。ですから、明確に最初から測量業務と登記業務は必ずしも一体化してなくてもいい。

しかも、我々が測量をして、登記所が間違っているから直してやろうというのに、登記をさせないのは君らではないかと。僕の時代には、登記官に明確に言える。なぜならば、印鑑証明を添付した承諾書を必要としていたからです。本来、そんな馬鹿なことはない。それは、登記官が多く権利の学問からスタートするからです。民法があって、不動産登記法があると思うからです。世の中は違います。

私が他で教えているのは、きちんと地権を発行して、地権大帳があって、土地台帳に行くのです。法律も登記法があって、民法があって、それから不動産登記法なのです。そういう歴史を学ばない。大体、学校ではタラタラとしたことしか教えず、それで慣れてきている人が登記所に入って勉強すると、権利から入るから、しかも手続き？過程としては権利者と義務者と考える。すると登記申請する人が権利者で、周りの承諾する人は義務者だと思うから印鑑証明。そんな馬鹿なことはない。

本来、真実性担保の責任を負っているのは、登記官も調査士も一緒なのだという考えでいくと、自ずと土地家屋調査士の業務と、逆に言うとそんな責任のない現況だけ測った、言われたところだけ測った測量士との違いは明確なはずだと思うのですが、いかがでしょうか。

ですから、私たちはあくまで筆界が常に頭のどこかになければ駄目ですよ。筆界と境界が違うのはなぜか、いつからかというのを考えたら、次にどういう指導をしてあげたらいいか。そこまでいつも考えれば、それができるのは土地家屋調査士しかいない。筆界の判断ができるのは土地家屋調査士しかいないという自信を持って業務をしていただきたい。いい加減なものは何でも弁護士に放るということをやめていただきたい。弁護士にはきちんと教えましょう。

仕事がなく、日比谷公園でパン食っている弁護士バッジ付けた人もいっぱいいます。弁護士会館へ行ったら仕事があるかもと錯覚して来る人が、新人にはいるんですよ。僕だって現

場でくたびれて、公園でパンかじることはあるけれど、若い者と一緒に冷たいものも飲みますけど、日比谷公園で弁護士バッジ付けてパン食っている人は相当悲壮な覚悟ですよ。ですから仲間にして、専門的な歩みをするのを助けてやったらいいのではないかと思います。皆さん方、本当に力を貸してください。力を発揮してください。お願いします。

司会 ありがとうございます。それでは、ここで、西本先生のご講演を終了させていただきます。大きな拍手をよろしくお願いいたします。(拍手)

時間も当初の予定より長くなりましたが、最後に全体的なご質問や要望がございましたら、お受けいたします。はい、どうぞ。

森(香川) 香川会の森でございます。西本先生、本当に素晴らしい話をありがとうございます。正確で力強い話を香川会の会員にも聞かせたいと思いますので、機会があればぜひ香川にも来て、塚田先生を前に置いてお話していただければと思います。

今朝、椎名副幹事長から配っていただいた豊田俊郎先生のパーティー券ですが、我々の同業者で、本当に我々の職業のことを一番よく知っておられる国会議員ということで、ぜひ支援したいと思っています。香川は、政連の使える予算が年間 40 万しかありませんが、1 枚だけお付き合いさせていただきたいと思っています。

ここにおられる全国 50 会の代表の方も、豊田先生の昨日講演をいただいたお礼も込めて、これから支援するという意思表示も込めて、ぜひ 1 枚はご協力願いたいと思います。椎名副幹事長になり代わりまして、ぜひお願い申し上げたいと思います。(拍手)

司会 どうもありがとうございます。本当にこうやって昨日も 1 日ずっとお付き合いしていただいた先生というのは、豊田先生ぐらいしかいらっしゃいません。そういった意味で、これからもぜひ我々政治連盟としてもしっかり応援していきたい先生でございます。今の香川の会長さんのお話のように、ぜひご協力していただければと……。司会がこういう話をするのが何でございますが、一つよろしくお願ひしたいと思ひます。

閉会

司会 以上をもちまして、平成 26 年度の全国土地家屋調査士政治連盟の第 1 回の会長会議を締めさせていただきます。最後に、閉会の辞を加古副会長からお願いいたします。

加古副会長 昨日、今日と大変お疲れさまでございました。この会長会議を行うにあたって、全調政連では何回も会議を開いて、どういう方法がいいのかということがあったのですが、もおおむね昨日、今日と皆さんの熱心なお話を聞いて、政連としては非常に参考になりました。

また、西本先生の話を知ると、ものすごく落ち込みます。我々はまだまだ未熟者やな。今日の叱咤激励に対して敬意を表するとともに、絶対負けたらんと思います。西本さんに褒められるように頑張りたいと思います。我々のいろいろな話を、熱のあるうちに議員会館に寄っていただいて、地元の先生にいろいろとまたお話をさせていただければありがたいと思います。

それでは、これで第 1 回といたしますか、第 2 回といたしますか、前に 1 回やったのですけれども、なんやわからないような全国会長会議でございました。本日は、それよりは進歩したのではなかろうかと思えます。それでは、これで閉会いたします。どうもありがとうございました。(拍手)

司会 どうもありがとうございました。では、これで司会をおろさせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

平成26年度 全国会長会議分科会議事録

日時 平成26年10月8日(水) 午後2時40分～4時30分
場所 土地家屋調査士会館 階
出席者 別紙出席者名簿参照
司会者挨拶 グループ責任者 高野副幹事長
座長挨拶 赤堀一通
発表者選出 水竹亦雄

協議事項

各単位政連から政連での取り組み・報告事項についての意見
司会者高野よりAグループ座談会のテーマは組織強化についての議論を
願います。続いて座長に予め依頼されていた赤堀会長が挨拶をして発表
者に水竹会長を指名して了承した。テーマは会員の強化、本会との協力関
係政連の広報活動についてであり、それについて各単位政連より報告を頂
いた。

埼玉会●、業務研修会、総会等で入会の啓蒙政連のユニフォーム姿でのア
ピール、また賀詞交換会等を利用して政治連盟への接触を図っている。

徳島会● 政連ニュースを年に4～5回会員に配布（会員以外も）また政
連会員のみの特別研修を行っている。（業務のノウハウを教えるので新人
会員にとって非常に効果がある）

旭川会● 会長役員が自ら非会員の事務所を訪問し入会をお願いするこ
とによって会員が増えている。

岩手会● 政連として支部活動を充実させている。県会議員との交流を
深めて勉強会等を通じて会員増強を図っている。

石川会● 入会募集については新入会員の登録時に積極的に勧誘している

福井会● 石川会と同じである。

大阪会● 会員数が多い中で政連への加入は年々増加してきた。本会との協力関係の中、いち早く法務局の分権の議会の反対決議を得、又土地家屋調査士の3条業務の官公庁への説明とアピール。選挙活動への参加等本会支部長を政連会員に登用し会員のために助力しているところであり、今もなお府議会、市議会等とも良好な関係にあり、勉強会も活発にしている。

非会員にも徐々に理解を得、会費の値上げに大きな影響はでていない。

熊本会● 現政連より前から出来ており基本的に全員加入であった。現在3人のみ入っていないがそれは特別な事情である。
ちなみに現在33回目に充たる。

佐賀会● 役員が政連加入についての効果、メリットをアナウンスをして入会を推進している。

鳥取会● 入会率が上位である。業務拡大を宣伝している。

茨城会● 中々会員が増えないところで役員自身が入っていないケースが有り非常に腹立たしい。当職は政連目的としての業務拡大、特に14定地図予算の獲得等アピールして会員の増強に努力しているところである。

静岡会● 新入会員登録時本会に協力してもらって入会届を書いてもらっている。

その他議論になり話題になったことは以下のとおりです。

法改正について、他士業への関連やら3条業務についての意見

調査士に簡裁代理権、一人法人等入札制度について。

入札の業務項目 役務から土地家屋調査士業務へ

報酬について 土地家屋調査士の日当についての議論

法47条建物表題の義務の解釈 164条の料料について

その他入会者の会費の徴収について値上げ後の会員の増減

本会役員と政連役員兼務のメリットとデメリット等互いに意見を交換した。

最後に深い議論になるとの意見を充て散会とした。

議事録 加古幸平

平成26年度 全国会長会議分科会議事録

日時 平成26年10月8日(水) 午後2時40分～4時30分
場所 土地家屋調査士会館 3階
出席者 別紙出席者名簿参照
司会者挨拶 グループ責任者 佐々木副幹事長
座長挨拶 中村秀記
発表者選出 阿部次雄

協議事項

各単位政連から政連での取り組み・報告事項についての意見
司会者佐々木よりBグループ分科会のテーマである制度対策についての議論
をお願いします。

※参考

制度対策

- 1、全国が一丸となって法改正等に対応する体制にするのには、どの様にしたら良いか。
- 2、国政と地方とではそれぞれ役割、運動方法が違う。各単位調政連においても地方議会議員による議連の組成は望ましい。各単位調政連で議員連盟はどの程度組成されているか。また、組成されている政連ではどのような方法で組成したか。
- 3、議員連盟、または、議員との勉強会、懇談会等を開催しているか。
等、各単位調政連での実情とノウハウを披露してもらい、政連運営に役立ててもらえるようなディスカッションをしてもらう。

続いて中村会長選出にあたり、予め依頼されていた中村会長が了承され挨拶をし、発表者に阿部会長を指名し了承された。

まず本グループB分科会の参加者の自己紹介をした。

◎進行にあたりテーマの2, 3についての報告を各単位政連より受けることにした。報告の内容は次のとおり。

●宮崎会

議連は無い。調査士の中にいる県会議長経験者を通じて要望する。

法務局登記事務の地方移譲に対する反対の意見書（以下反対の意見書）

を11月の議会に提出要望した。

●鹿児島会

平成18年頃から鹿児島県司法書士政治連盟と土地家屋調査士政治連

盟と鹿児島県議会議員の顧問団を作り、年1回年末に協議会を開催する。

平成24年、顧問団に反対の意見書を要望し採択される。

自民党鹿児島県支部連合会により、年1回年末に「政策に対する要望と個別意見交換会」が開かれ要望書の提出を求められる。

要望事項

・隣接地主不明の場合の情報を行政（主に固定資産税関係部署）から受けられるよう。

・公共事業で発生する「表示に係る登記を調査士に」分離発注。（この要望は県に「調査委員」があり実現されていない。）

●釧路会

議員との繋がりのある活動はしていない。

本会与タッグを組んでしていく理屈は理解しているが活動はしていない。

●山形会

少し理解のあった国会議員が居なくなってから、国会議員とは話し合いはしていない。

県会議員とはコンタクトは取っているが勉強会までには至っていない。

本会と共に勉強会をする話し合いはしている。

●福島会

議連は無い。

議員との意見交換会、勉強会を模索中。

●山口会

衆議院議員4名（自民3名、公明1名）、参議院2名、県会議員4名に顧問議員団をお願いしているが、意見を聞いて貰う機会は無い。

県の自民党政策聴聞会があり毎年、今年も10月、公嘱と共に出席し、公嘱の要望を出している。

要望事項

災害復旧時の用地調査で筆界点不明における土地家屋調査士の活用。

●神奈川会

自民党国会議員（5名程度）を顧問とし、定期的に勉強会を開き、議員本人に出席していただいている。

自民党は国会議員単独の勉強会も多い。

民主党とも勉強会をし、直近では国会議員3名、県会議員4名で行った。

資金が少ないのでパーティー券購入で繋がりがあるのでは無く、個人的繋がり関係維持をしている場合が多い。

パーティー券購入は国会議員だが、たまに県、市もある。

各政党に要望書の提出はしている。

●新潟会

議連は無い。県議会で6割強の自民党の友好団体になれたので、要望を出せるようになった。

国会議員の顧問はこれから育てる。

●岐阜会

議連は無い。

自民党県連で職域支部が出来ており、支部を通じて要望する。

県議会議員の顧問がおり、公嘱と兼ねている。

公嘱協会とも打合せをして要望している。

市議会は1人1人の対応

●愛知会

本会総会に約45名の議員来賓。

一宮市、碧南市、刈谷市で調査士が市会議員になっている。

自公民でそれぞれ年2回勉強会をする。

要望書は本会と政連連名で県連に出している。

(参考として分科会に要望書を提出)

要望書の要望相手は自民党の場合は自民党愛知県支部連合、同じ内容で民主党や公明党に提出している。

要望事項、

- ・戸籍の付票の保存期間延長。

- ・14条地区の予算拡大。

- ・未登記建物の解消 一般個人が基本(一般個人と行政関係なし)。

- ・4メートル未満の狭隘道路の整備解消。

- ・県からの反対の意見書は、勘違いで要望していなかったもので今後要望する。

名古屋は隣接地主情報をほぼ貰えるようになっている。

今年は150人規模の国政報告会をする。(費用は約50万円)

来年の統一地方選挙の応援は街宣車に乗ったり、演説会場に行ったり

目一杯するが、応援するのは政策協定をした議員だけである。

パーティー券購入は国会議員だけでなく県、市もある。

●山梨会

パイプ役として司法書士の県議会議員がいたが、今は辞めていない。

県自民党からの要請により予算に関する提言書は出している。

会員数少なく、活動はほとんど出来ない。

●滋賀会

活動報告 別紙のとおり

議連は無く、顧問もいない。国会議員個人との付き合いのみ。

以前から自民党との関係が無かったが、県議会の反対の意見書採択に向けての活動等を通じてパイプが出来つつある。

本会、公嘱が自治体の防災協定締結に向けて協議するにあたり政連が取り纏めをし、自治体との防災協定締結をするなかで併せて地図作り、調査士の位置づけの再認識に繋げていきたい。

●香川会

使えるお金が年40万円しか無いのでほとんど会長、幹事長が動いており、政連の役員の活動は選挙の時のみ。

反対の意見書は10月15日採択される見込み。

議連は無く勉強会も無い。知り合いの国県市の議員に要望をする。

年2回 調査士会、司法書士会、行政書士会、不動産業界で士業間政連交流会をしている。

要望事項（国会議員へ）

地籍調査事業の成果に誤りが多いことから次の2点

・誤り修正作業費用は、国県市が負担し、その割合は当該地籍調査事業の国県市の費用負担割と同一とし、地権者の負担をなくす事。

・地籍調査事業成果を法務局に地図として備え付ける（国土調査法による不動産登記に関する政令第百三十号）前に登記官、調査士の検査を要する事。

◎次にテーマ1について意見を求めた。各会の意見は次のとおり。

●山口会

調査士が入札制度に参加する案は、公嘱とのバッティングや調査士同士の内部紛争が起こることを心配する。

●神奈川会

毎年、関連7団体の政治連盟と勉強会をしている。

議員との勉強会もしている。

●新潟会●岐阜会●山梨会

連合会が各単位会の要望をまとめたものを以て政連が活動すべし。

●愛知会

全調政連と日調連の意見の統一をしてもらいたい。

●鹿児島会

境界の過疎化が進んで隣接者特定に苦慮している。個人情報保護法下でも市町村で隣接地主を教えるよう要望した。

●愛知会

鹿児島会の件は名古屋ではかなりうまくいっている。

●福島会

阿部制度対策委員会委員長の説明の士業間の歴史も分かり会長会議は有意義。

●滋賀会

本日のテーマを見て、次の事を思い臨んだ。

全調政連の運動方針は調査士の、制度充実発展・地位向上であるが

制度60有余年経過 帰属意識の低下顕著

総会、研修会に参加しない会員

日常業務のみをして会務運営に関心を示さない会員

強制会であるが故 常に研修研鑽の使命が課せられている

社会から見て国家資格者として十分に答えている状況なのかどうか？

身内の論理が選考して社会に向けて発信しているのでは？

誰のために何のためにこの制度があるのか？

信頼される制度にあるのか？

あまり危機感が感じられていない。

厳しい現実から目を背けること無く戦略を持ってまず日調連は、急激な社会の変化、変革に対応する新たな調査士像を示していくべきと考えており、このことが制度発展をかけて、全会員が一つの方向に向けられるよう気概を持って取り組んで欲しいと、このことから政連が一体となって果たすべき役割を示すことが出来れば、自ずから会員の増強にも繋がってくるし、制度の発展にも繋がっていくのではないかと。

●佐々木副幹事長

反対の意見書の対象である法務局の登記事務の地方移譲に関する閣議決定は取り消されていない。47都道府県で決議して欲しいし、地方で一番市町村が引き受けにくいためには、制令指定都市でも採択して欲しい。

テーマ1の「一丸」というのはこの件も含む。

併せて法律改正に関して、各自不満があるはず。

その不満を積み重ねて、単位本会と打合せをして、たたき台を持ち寄って貰いたいという前提がある。

50会からたたき台を出して貰った方が、全調政連、日調連等で協議し易い。いつも上意下達では無く、下からあげていただいて一丸となって物事を進めていきたいというのが前提。そういう意味での一丸である。

●香川会

反対の意見書採択は高松市のような小さなところでも必要か？

●佐々木副幹事長

政令指定都市で採択されていけば他でも採択されやすいという考えですので進めてください。

●香川会

既に要望は届けているので、採択を頼めばOKです。

●岐阜会

反対の意見書採択は「政連が何をしているのか？実態が見えない？」に対応が出来て誇らしかった。

●神奈川会

司法書士会と一緒に巻き込んだ方が通りやすかった。

●滋賀会

司法書士会が関心を示さなかったので単独で行った。

●愛知会

当初司法書士会と勉強会をしたが、戸籍の付票の関係が原因と思うが途中で反応が無くなり、今は司法書士会と勉強会はしていない。

●山梨会

入札区分に「土地家屋調査士」を作る運動をどうするか？

時間が来たので中村座長より

分科会参加13会の意見交換ができたことのお礼・本日の内容の活用・併せて何より、全調政連と日調連が共に物事が進むことを願う旨の言葉が述べられ閉会した。

議事録 神賢敏夫

平成26年度 全国会長会議分科会議事録

日 時 平成26年10月8日(水) 午後2時40分～4時30分

場 所 土地家屋調査士会館 4階

出席者 別紙出席者名簿参照

司会者挨拶 グループ責任者 瀧副幹事長

座長挨拶 宮城調政連 亀山会長

発表者選出 三重調政連 浦川会長

協 議 事 項

座長 宮城調政連亀山-座長と言う大役を仰せつかった。限られた時間での分科会なので中身の濃い分科会にしたいと思います。

それでは自己紹介をお願いします。

—秋田調政連佐々木さんより出席者全員自己紹介をおこなった—

この分科会は制度対策について話し合いをするよう3つのテーマが与えられている。このうちまず「全国一丸となって法改正等に対応する体制にするには、どの様にしたら良いのか」について協議したい。日調連からは特段に制度に関する要望は出ていないとの事だが「入札区分に土地家屋調査士を入れていただきたい」「報酬について日額を決めていただきたい」「官公署の未登記建物の問題」そして「戸籍の附票の問題」

等の要望があるが 又、法務局の地方移管の問題もある。このような中から皆さんのご意見があればお願いしたい。制度に関する問題は何であれ出していただければよろしいのでお願いします。

兵庫調政連 津村-このテーマは、大きすぎる。

兵庫の自民党、公明党の議連に言っている。ただ以前公明党の議連に直接言ったところ、日調連 から日調連を通してほしいと言われた。全調政連、日調連で纏めてほしい。

今は、相続登記の義務化を要望している。

瀧副幹事長(愛知政連)-愛知は 3.4 年前から司法書士会とともに附票の問題を纏め要望を、時の政府民主 党に要望したがやはりこれは全国的な問題なので東京から要望してくれと言われたので昨年全調政連でも言っている。

栃木調政連 小栗-これに関連して議員会館で議員に要望したらすぐに法務省補佐官を呼んでくれ直接聞いてもらった。議員がいなくなるとこの問題は日調連の仕事であり単位調政連の問題でないと言われた。本会から単位調政連、日調連から全調政連になるのでは。

座長 宮城調政連亀山-議員が法務省に出向き要望すると日調連から必ず日調連を通してくれと言われる。日調連がそれらの問題を協議、検討して全調政連にお願いしてくるが筋だろう。全調政連はそれをバックアップしていくのが普通である。しかし日調連から何も言っていない状況だ。

何か日調連にお願いすることはないか、先ほどの相続の義務化について日調連に届けておく必要がある。

京都調政連 森井-他会の顧問を選ぶ基準はどのようにしているか教えてほしい。京都では自民党、公明党、民主党とも調査士の議員連盟がある議員連盟に入っている議員は顧問にお願いしている。結果多くの議員が顧問になっていただいている。議員の後援会活動、国政報告会などの案内がたくさん来るなど大変である、他会のお付き合いの状況を教えていただきたい。

秋田調政連 佐々木-国会議員は5名、総会に案内し来て(主に議員秘書が対応)いただいている。顧問は県知事のみお願いしている。

栃木調政連 小栗-自民党の議員5名と県会議員2名を顧問になってもらっている。

群馬調政連-横田-群馬は5区あり選挙立候補にあたり自民党の5名に推薦状を出している。

小淵優子議員には本会の顧問になってもらっている。県会議員は、自民党3名、民主党1名。政治的お付き合いはほとんどなく懇談会1度開いたくらい。

愛媛調政連 入船-本会と政治連盟は一体であり、政治連盟には顧問はおいてない。本会に自民党全議員6名くらいと市会議員1名をおいている。

岡山調政連 青野-本会と政連は一体で話をする事から本会に自民党5名を顧問においている。民主党、公明党から年に1度、要望を出すよう要請があり「入札区分」「附票」の問題を要望している。法務局の地方移管の問題は県議会に提出したがタイミングが悪く保留になっている。この間、自民党市会議員から要請があり20名くらいのグループへ昼休みを利用し1時間くらい「官公署未登記建物の問題」等要望した。

東京調政連 井上-都議員で自民党9名、公明党27名、民主党15名の議員連盟、懇話会がありそれぞれの党代表を東京会の顧問にしている。政連としてはこの議員連盟、懇話会に入っている議員をバックアップしている。国会議員関係は自民党、民主党議員について本会顧問としておいている。

兵庫調政連 津村-県議、国会議員ともなってもらっている。自民党の議員に肩書が付くと少し引かれる傾向がある。公明党はそんなことはない。ただ先の県議会の選挙の折、公明党議員の出陣式があった時、トラックのうでで挨拶をした。それを自民党県議が見ていて断られた事がある。あとは連立政権だからと言ってどうにか付き合っている

函館調政連 南木-道議1名、衆議院議員1名お願いしている。道議に対して「分離発注」お願いし、昨年4件、今年4件くらい受注している。

大分調政連 梶原-国会議員だけを顧問にお願いしており本会の総会に案内している。自民党県議団と事業の要望する懇談会の機会を持っている。従って選挙は自民党1本で推薦している。

三重調政連 浦川-国会議員全員9名を顧問になってもらいそのうち5名は議連にも入っていただいている。県議は11名顧問になってもらっている。毎年自民党と民主党に機会を作ってもらい年に1度要望を聞いてもらっている。

座長 宮城調政連 亀山-宮城は、議員連盟に入っている議員中心に、本会と政連でお願いし自民党2名、公明党1名、民主党1名の議員に顧問になっていただいている。総会を始めいろんな集まりがあるとき積極的に参加していただいている。その中ではいろんな話が出るが中には法務省に乗り込んでくれた議員もいた。後でお叱りを受けた。勉強会も全員ではないがやっている。県議の方も今年中に勉強会をと準備中である。特段に国会議員は我々調査士制度を理解しようとする気運はあるようだ。顧問にかかわらず勉強会の要請がある。こないだは地方区だけではなく全国区の議員から勉強会の要請をいただいた。

京都調政連 森井-顧問の先生にいかに調査士を認識してもらえるように出来るだけ後援会活動に参加し又「連合会会報」を送っている。

愛媛調政連 入船-本会の会長が政連の副会長、公嘱協会の理事長も副会長になって役員を一体化しており、又、本会の理事会には必ず呼ばれ、本会、公嘱協会、政連の連絡協議会を年に3ないし4回開催している。

大分調政連 梶原-今のやり方が良いのだろうが任期の違いが壁になっているのでは？

愛媛調政連 入船-政連の任期を改正し本会に併せた。

群馬調政連 横田-群馬も公嘱協会の副理事長が政連の副会長に、本会の副会長のうち1名が政連の副会長になっている。

座長 宮城調政連 亀山-宮城会も本会の副会長が政連の幹事長を当て職でやっている。本会、公嘱協会、政連の連絡協議会は年1回開催している。政連は予算不足なのですべての通知を本会の通知の中に入れてもらっている。政連の活動報告は全会員へ配布している。

兵庫調政連 津村-民主党の小川議員が3月の参議院委員会で質問していた。調査士にとっていいことをたくさん言っていた。

これを受けて大阪と合同の研修会をやった。

若い調査士が20年後土地家屋調査士をやっていてよかったなーと言ってもらえるような活動をしたい。これにはブレたらアカンと言われるが、能力のある議員を応援することも考える必要を感じた。

座長 宮城調政連 亀山-時間が押してまいりましたので次の「地方議会議員の議連の組成」の問題に入ります。

まず地方議会議員の議連を立ち上げている会はありますか？

兵庫調政連 津村-あります。

瀧副幹事長(愛知政連)-愛知もあります

東京調政連 井上-あります。

座長 宮城調政連 亀山-県議会議員、市議会議員を組成し立ち上げるについてテクニックはないか

兵庫調政連 津村-知事、市長の同じ大学、前職の総務省の流れ、そして兵庫の土地家屋調査士のために働いてもらえる人を選んでいる。

東京調政連 井上-制度に理解がある議員を全部入れている

座長 宮城調政連 亀山-国会議員の中に県議出身の議員が2名いる。相談のうえその系列でお願いしようと思っている

その他特別なテクニックありませんか

これから組成して行こうという会はありませんか

群馬調政連 横田-議連までは考えていない。本日自民党の政調懇談会をやっている。調査士の来年の予算、要望をもって来いと言われ、調査士に関連する部署の職員も同席し、その前で読み上げて聞いてもらえる。自民党だけ長年続いている。そんな事から自民党3人の県議を顧問にお願いしている。

座長 宮城調政連 亀山-次に「議員連盟との勉強会懇談会等について」については前々に出ているが特別に発表する事があればお願いします。

東京調政連 井上-勉強会、ヒアリング等で感じることに土地家屋調査士と測量士との違いがわからない。土地家屋調査士が理解されていない。まず土地家屋調査士を理解してもらうことが大事

京都調政連 森井-度々勉強会を開いている。民主党は熱心であるが自民党は少ない。地籍整備について3回行い理解してもらった。

兵庫調政連 津村-神戸なので中華料理店が多くある、何時も行く中華料理店で勉強会の後の懇親会をする。その時ビールのラベルを「兵庫県土地家屋調査士会」と印刷したものを出すようにしている。それがすごい効果があった。

栃木調政連 小栗-未登記道路解消に予算をつけていただいている。当初

4,000万円くらいあったが財政が悪化したことから0円になった。顧問の県議に本会、公嘱、政連と復活を頼みに行ったところある程度復活した。多少の効果はあった。

三重調政連 浦川-法務局の地方移管について民主党の時は載っていたが、自民党になってからは載っていない。反対ではだめだとの事で「登記事務の権限を移管の対象とせず、引き続き国の責任において行うよう求める」との請願で通してもらった。

瀧副幹事長(愛知政連)-名古屋市はすぐに反対決議をしてもらった。次は自民党を通して請願した。12月の段階で載っていない。載っていないことに敗れて反対決議はどうかと言う事で自民党としては保留するとの事であった。

座長 宮城調政連 亀山-その他にこれだけの事はひとつやって行きたいと言うような事はありませんか

群馬調政連 横田-14条地図の作成関する入札方法の変更はできないか。この入札に他県から参加し約半分くらいの見積もりで落札している。これに対抗するにはさらに低くしなければとれない、調査士が調査士同士で首を絞めるといった事になる。何とか最低価格を定めていただきたい。入札制度の改革をお願いしたい。

函館調政連 南木-他所から来てその予算では出来ないと思う。函館では古い地籍調査は業者がやっている。四角い土地が斜めの土地になっている。現在、再調をかけて再度やり直している町村もある。その値段でやられるとサツと帰ってしまい責任がない。14条は後々利用するものが困ってしまう。

座長 宮城調政連 亀山-宮城では入札条件を引き上げている。今災害地域の地図づくりが出ているがE工程は法務局がするようになっている。現実、法務局は1名しか出せないのでは調査士がやっている。政連からはE工程を調査士に発注してほしいと要望がある。しかし法務省はE工程を離さない、法務省がそこへ入るから成果が上がると考えている。これも政連だけで動ける問題ではないので連合会を巻き込んでやっ

て行く必要がある。何か他にありませんか。

兵庫調政連 津村-低価格の入札の問題は兵庫でもある。しかしこの問題は
はどうも巡りになっている。ただ兵庫政連は公嘱協会の社員の入会率
が最低である。70%から80%位入れればもっと公嘱協会の事にも力が入
るのだが

座長 宮城調政連 亀山-時間になりました。多岐にわたってご意見をいただ
いた、今日頂いた声は今後 参考にし、政連の活動を一段と身のあるも
のにしていただきたい。

平成26年度 全国会長会議分科会議事録

日時 平成26年10月8日(水) 午後2時40分～4時30分
場所 土地家屋調査士会館 階
出席者 別紙出席者名簿参照
司会者挨拶 グループ責任者 野田、池川
座長挨拶 巽昭人会長 (奈良調政連)
発表者選出 植西辰義会長 (旭川調政連)

協議事項

各単位政連から政連での取り組み・報告事項についての意見

1. 各単位調政連で会員増強に向けてどの様な取組をしているのか。

【高知調政連】

新入会員：本会入会時に啓蒙しほぼ入会。

未入会会員：古い会員については勧誘が非常に困難で脱会を待つしかない。

【旭川調政連】

公嘱協会社員については、半強制的に入会への啓蒙をしている。

司法書士、行政書士等との兼業者については入会を拒まれる。

理事等役員については全員入会。

【青森調政連】

本会理事に対しては100%入会するべきとして、半強制的に勧誘している。

公嘱協会社員に対しても未入会者には個別に勧誘。

『政治』という言葉だけで毛嫌いし、設立当初から入会しない者がいる。

全調政連ニュースは現在政連会員だけに配布、今後全会員向けに配布したい。

【沖縄調政連】

公嘱協会社員については、半強制的に勧誘、新入会員は入会時に説得し勧誘、

会費を理由に脱会しようとする会員についても説得し残ってもらっている。

古参の未入会会員は頑固、各支部の総会には政連も出向いて話をする。

【福岡調政連】

新入会員は本会の協力を得て勧誘。

自民党、公明党の県議団が組織されたこと、及び活動の報告等をニュースとして会員増強を図っている。

【島根調政連】

全員加入でスタートしたが、自民党一本を推しているため政治信条の違い、会費等を理由に7名脱会したのが実情で、7名の復帰は難しい。

【和歌山調政連】

新入会員はほぼ全員入会、未入会者については総会の際に説得、個別、又は支部を通じて勧誘しているが、7割ほどになり限界かと感じている。

【長野調政連】

制度発祥の地でもあり本会の協力も得て新入会員については合格証書授与の際、政連も同席し勧誘、未入会会員については支部を通じて説得。

【千葉調政連】

新入会員については、入会説明時に政連も同席して入会勧奨。現在加入率は58%であるが、目標75%に設定。H24年に会費値上げをした際、その前提として規約、規則の見直し整備をして政連の趣旨説明を徹底し結果増員できた。入会率の低い支部には会長が担当副幹事長と同行しピックアップした会員に説得をした。大支部(千葉支部)の加入率増強が今後の課題で、媒体に加えて足を使って勧誘することが効果的。

【広島調政連】

各支部長が副会長となっているので、率先してPRを指示。

PR強化により増員したが、会費未納者の整理をした結果変動なし。

公嘱社員については協力に加入要請(未加入者には業務を・・・)公嘱総会で乾杯の際には政連入会の説得。

全調政連ニュースについては、政連会員のみ配布。政連会員以外に情報を渡したくない。政連関連の情報の配布先は会長が制御。

【富山調政連】

9割近くの加入率になると、未入会者は2タイプとなり固辞する会員は何をしてもだめ、それ以外の会員については足を運んで説得するしかない。

本会・政連の会長共々、地域の役員に声がけ、電話で更に説得。

【奈良調政連・座長】

本会・各支部総会に政連会長が出席、本会研修会の場に集金ブースを設けて勧誘。本会・協会役員の加入率が低いことについては、三会の懇話会の時に各会の長の責任で勧誘を要請。

入会届ではなく、入金を持って会員とするよう規則を改正、12月に入会案内

送付、本会総会(5月)と同時に政連の大会を開催するので、それまでの間支部
総会に出向きブースを設けて加入勧奨。公嘱総会にも出席し挨拶、加入勧奨。

《質疑》

【青森調政連】

全調政連ニュースの配布について、広島調政連と同調する思いがある。

森副会長：ニュースの配布を制限した場合、未配布の会員の加入に繋がるか
制限なく全員に配布した場合、未加入でも情報が得られるとするかは、単位会
における会員数、加入率にもよる所で最終的には単位政連に任せるしかない。

全調政連ニュースのDグループにおける配布状況

本会全会員に配布：富山、千葉、奈良

政連会員に配布：高知、旭川、青森、沖縄、福岡、島根、和歌山、長野、広島

全調政連会費値上げに伴う単位調政連会費値上げの会員数への影響は、

【青森調政連】

3000円→5000円→7000円と最終的に倍以上になったが、政連の趣旨を理解し
会員数への影響なし。

回避滞納者対策について

【千葉調政連】

納入規則を改正し、自動振り込みを利用。

自動振り込みを利用している単位政連はDグループでは千葉調政連のみ。

本会の会費と一緒に徴収している調政連なし。

《まとめ》

新入会員については、趣旨を説明しほぼ全ての人に入会してもらっている。

本会、公嘱協会の役員の加入率強化を図り、後は地道な勧誘で入会率を上げて
いる状況。

2. 各土地家屋調査士会から協力を得ているか。

【富山調政連】

本会会長の理解が大きく、政連の会合に出席。

自民党が党員拡大をテーマとしており、『職域支部』を設けている。

50人集めれば調査士会だけで富山県の中で職域支部として友好団体の登録ができるということに乗っかろうということで、役員会で決定し本会の協力を得て今年中に登録を目指している。

【広島調政連】

調査士会の副会長が政連の幹事長を兼務。

【千葉調政連】

幹部会には会長か副会長が必ず出席、伴にテーマに対応。

県議顧問（2名）に連絡協議会（制度推進の議員連盟）を組織してもらった、本会が主体となりお願いをする際、政連と連携している。

【長野調政連】

本会理事会に併せて、その後政連幹部会を開催。

これまで県議との関わりが少なかったが、災害時の協力支援の組織立ち上げを考えている本会と協力し、政連としては県議との協議をすることで連携を図っている。

【和歌山調政連】

本会、協会、政連の関係は一体で良好。

政治連盟の立ち位置を本会の一部門であると考え、公嘱協会に対しても同じ説明をして、本会、協会も一体。

【島根調政連】

本会、公嘱、政連の関係良好。

公嘱協会が作った懇話会と政連も一体。

【福岡調政連】

政連副会長が本会会長で協力関係。

公嘱協会は公益法人に移行して更に協力関係が希薄になった。

【沖縄調政連】

本会副会長が政連幹事長で関係良好。

【青森調政連】

本会、公嘱協会の役員で政連役員が構成されているので関係良好。

公嘱協会が公益法人となったため、役員が重要ポストに就けなくなった。

【旭川調政連】

本会、公嘱協会の役員が兼務なので、考え方は一致。

【高知調政連】

本会会長、協会理事長は政連副会長で意思疎通はある。

【奈良調政連】

本会副会長2名が政連副会長、本会部長級が幹事。

《まとめ》

本会の協力については全会良好、公嘱協会については『公益社団法人』に移行したことで、その協力関係に壁が見え隠れしている状況。

3. 政連のPRにどのような方法をとっているのか。

【高知調政連】

現在はニュース広報等の発行をしていない。

公嘱協会社員に対し、具体的に政治活動を通じて業務獲得をしたと言うような実績を示しPRする方策が必要と感じている。

【旭川調政連】

本会役員に対し全調政連ニュースの配布、定時大会の報告をするのみ、会員に対しては何もしていない。この会長会議の結果を今後活かしたい。

【青森調政連】

対外広報は顧問に対するPR、対内的には全調政連ニュースの配布と定時大会の報告をしている。

他士業の活動歴に関する資料を今後活かしたい。

『議員立法でできた資格なので、議員・・・でまた無くなる可能性もある』という問題意識を喚起していくのに資料を活かしたい。

【沖縄調政連】

断続的に顧問(県議)をおいており、選挙時の推薦に併せてPR。

【福岡調政連】

前任会長は個人的な繋がりで活動していたため現在に引き継がれてない。

今は、日調連発行の調査士白書を持って自民党県議団にPRすることから活動している。

【島根調政連】

政連は何をしているのかと言う問いに対し、単位調政連では仕事は作らない

全調政連の活動を支持支援するため(負担金を)納めている、普段の政治(家)との良好なつき合いがあるからいざという時に動いてくれると言うことを説明している。公嘱協会の懇話会も公益移行による政治活動の是非が取り沙汰されているので政治連盟において懇話会を設けることを考えている。

【和歌山調政連】

対内的な広報は体制的にも行えない。

地元県議団に対しては本会、公嘱協会と一緒にPRを行っているが、政連は裏方として動いている。

【長野調政連】

対内的広報は本会会報に会員勧誘記事を掲載。

対外的広報は新年賀詞交換会、パーティーに出席。

【千葉調政連】

広報誌の発行はなし

道路境界確定にかかる県用地指針では受益者(申請人)負担という実態がありこれらを改正してもらうために顧問議員、本会担当を交えての勉強会実施などの活動をすることで対内的広報としている。

対外的広報は三団体共催で賀詞交換会を毎年実施し、議員、首長等県下市町村に声をかける。

【広島調政連】

本会会報に『政連だより』を掲載。

本会では国会議員8名、県議1名の顧問を、各支部では別に独自で顧問を置いている状況で、パーティーへの出席が多くて負担がある。

【富山調政連】

広報誌の発行はなし。

自民党が8割強を占める状況があり、その友好団体としてつき合っており、予算要望、報告会の年2回の会合に出席し県議会との友好関係を保持。更に自民党の職域支部を目指している。

選挙時の推薦状、パーティーへの出席。

【奈良調政連】

本会会報(年4回)に政連だより会務報告等を掲載。

全国会議員7名が顧問で、パーティーに出席。

県議との勉強会について、各会員から知り合い議員を紹介してもらい会長、幹事長で勉強会の案内をして実施しており、徐々に拡大している。

更に来年の統一地方選挙にあわせて勉強会を計画。

会館の会議室で開催し、費用(会費)なし。

テーマは、まず土地家屋調査士を知ってもらうこと。

社会貢献としてADR、震災関連での活動などを通じて必要性等を説明。

県業務の入札に関し、最低価格(60%)の改善等。

《政治連盟の事務局状況》

いずれの単位調政連においても単独の事務局は無く、本会の事務局に委託している。